

# 国保連合会 ガイドブック

Tottori National Health Insurance Organization Guidebook



# あいさつ

鳥取県国民健康保険団体連合会では、国民健康保険や後期高齢者医療等の診療報酬明細書の審査支払事務のほか、保険者事務の共同処理事業や保険者の保健事業を実施しており、関連して医療費の適正化の推進や住民への広報なども行っています。

国民健康保険法等の一部改正により、国保連合会の役割として、健康寿命延伸に向けた生活習慣病等をはじめとする各種疾病の予防等の保健事業を重点的に進めていくため、KDBシステム等を活用したデータ分析、保健事業の評価などの取組を推進することとされました。

本会では医療・健診・介護などのビッグデータを活用した「健康・医療データ分析センター」を令和2年度より設置し、データ分析機能の強化を図るとともに、がん対策やフレイル対策など保険者の保健事業に資するデータ分析や評価を行い、科学的根拠に基づいた保健事業を更に推進していくこととしています。

また、データ分析結果のデジタル化への取組として、分析によって得た手法及び蓄積したエビデンスを「見える化」し、保険者及び被保険者に広く知っていただき健康づくりの機運を高めるため、アプリ「とっとり健康プラス」を開発し、保険者の皆様、住民の皆様にご利用いただいております。

さらに、新たな取組として、予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備を進めるとともに、若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進に取り組み、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行ってまいります。

他方で、審査業務の一層の充実、高度化に向けた取組として、国保中央会と支払基金、全国の国保連合会と連携しながら、審査結果の不合理な差異の解消、統合的かつ効率的なシステムの開発を進めています。

また、各国保保険者が個別に実施していたレセプト二次点検や資格確認を、本会が集約し共同実施することで、効果的な点検や事務の平準化を実現するとともに、医療費適正化を推進しております。

今後、より一層、国保・後期・介護の3保険者の共同体として、その責務を十分に認識し、保険者・被保険者のニーズに添った良質なサービスの提供や透明で健全な事業運営を鋭意行ってまいります。引き続き、皆様方のご支援と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 伊木 隆司（米子市長）



## 目次

<b>I</b>	<b>鳥取県国民健康保険団体連合会の概要</b> .....	1	<input type="checkbox"/>
	1. 国民健康保険制度について .....	1	<input type="checkbox"/>
	2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について .....	1	<input type="checkbox"/>
<b>II</b>	<b>令和8年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業計画</b> .....	4	<input type="checkbox"/>
	1. 基本方針 .....	4	<input type="checkbox"/>
	2. 事業運営の重点項目 .....	4	<input type="checkbox"/>
<b>III</b>	<b>主な事業内容</b> .....	7	<input type="checkbox"/>
	1. 診療報酬等の審査支払事業等について .....	7	<input type="checkbox"/>
	(1) 診療報酬等審査支払事業 .....	7	<input type="checkbox"/>
	(2) 保険者事務共同処理事業 .....	10	<input type="checkbox"/>
	(3) その他の受託業務等 .....	12	<input type="checkbox"/>
	2. 介護及び障害者総合支援事業について .....	14	<input type="checkbox"/>
	(1) 介護保険事業 .....	14	<input type="checkbox"/>
	(2) 障害者総合支援事業 .....	16	<input type="checkbox"/>
	3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について .....	17	<input type="checkbox"/>
	(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業 .....	17	<input type="checkbox"/>
	(2) みなし健診受診の取組 .....	19	<input type="checkbox"/>
	4. 保健事業について .....	20	<input type="checkbox"/>
	(1) 保健事業 .....	20	<input type="checkbox"/>
	(2) データの利活用による健康づくりの取組 .....	22	<input type="checkbox"/>
	(3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組 .....	25	<input type="checkbox"/>
	(4) 国保診療施設等への支援事業 .....	26	<input type="checkbox"/>
	(5) 若年層、働き盛り世代への健康づくり啓発 .....	27	<input type="checkbox"/>
	5. 広報事業等の取組について .....	29	<input type="checkbox"/>
	(1) 広報事業 .....	29	<input type="checkbox"/>
	(2) その他の取組 .....	30	<input type="checkbox"/>
	6. 保険者協議会に関する事業について .....	31	<input type="checkbox"/>
<b>IV</b>	<b>資料編</b> .....	32	<input type="checkbox"/>
	1. 令和8年度予算 .....	32	<input type="checkbox"/>
	2. 国保連合会問合せ窓口 .....	34	<input type="checkbox"/>

## I

## 鳥取県国民健康保険団体連合会の概要

## 1. 国民健康保険制度について

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガをした場合に保険給付を行う社会保険制度です。国民健康保険法第5条において、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」こととされ、職場の健康保険や共済組合、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人国保に加入することとなり、我が国の「国民皆保険制度」の中核として地域住民の医療確保や健康増進に貢献しています。

また、市町村及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が保険者として、保険給付をはじめ被保険者の健康増進のための保健事業、これらの財源に充てるための保険料（税）の徴収などを行っています。

なお平成30年度から、国保の財政運営については都道府県が主体となり、国保財政を安定的に、事業を効率よく運営しています。

## 2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について

## (1) 設立及び性格

鳥取県国民健康保険団体連合会は、昭和16年11月に鳥取県国民健康保険組合連合会として発足し、国民健康保険法（以下「国保法」という。）の改正により昭和23年7月に鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と改称し、現在に至っています。

また、国保法、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）などに基き、会員である保険者が共同して、診療報酬等の審査・支払、保険者事務の共同処理等、その目的を達成する必要な事業を行い、社会保障及び地域保健の向上に寄与するために設立された団体であり、その性格は、公法人です。

## (2) 名称及び所在地

## 鳥取県国民健康保険団体連合会

鳥取県鳥取市立川町6丁目176（鳥取県東部庁舎5階）



## (3) 運営組織

## ○総会

総会は、国保連合会の最高意思決定機関であり、会員全員で構成されており、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、毎年概ね2月及び7月に理事会の議決により招集され、臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により招集されます。事業計画、予算・決算、規約改正等の審議を行います。

## ○理事会

理事会は、執行機関として理事12名で構成され、必要に応じて理事長が招集します。総会の招集、総会に提出する議案及び規則の制定改廃等、国保連合会の運営の具体的な方策について審議を行います。

## ○監事会

監事会は、決算状況、財産の管理等について監査を行います。

## 組織図



#### (4) 役員

役員は、会員である保険者を代表する者の中から選任します。

##### 役員名簿

(令和8年4月1日現在、敬称略)

役名	公職名	氏名
理事長	米子市長	伊木隆司
副理事長	三朝町長	松浦弘幸
//	若桜町長	上川元張
常務理事	学識経験者	盛田聖一
理事	鳥取市長	深澤義彦
//	倉吉市長	広田一恭
//	境港市長	伊達憲太郎
//	日南町長	中村英明
//	江府町長	白石祐治
//	鳥取県医師国民健康保険組合理事長	清水正人
//	鳥取県福祉保健部長	中西朱実
//	鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局長	山本伸一
監事	岩美町長	長戸清
//	北栄町長	手嶋俊樹
//	伯耆町長	小澤敦彦
//	学識経験者（公認会計士）	入江道憲

#### (5) 会員

国民健康保険事業を行う区市町村及び鳥取県医師国保組合並びに鳥取県後期高齢者医療広域連合をもって国保連合会の会員とし、その代表は、保険者の長です。

##### 会員数（令和8年4月1日現在）

区分	県・市町村	国保組合	後期高齢者医療広域連合	合計
会員数	20	1	1	22

※会員名簿は、以下のとおり

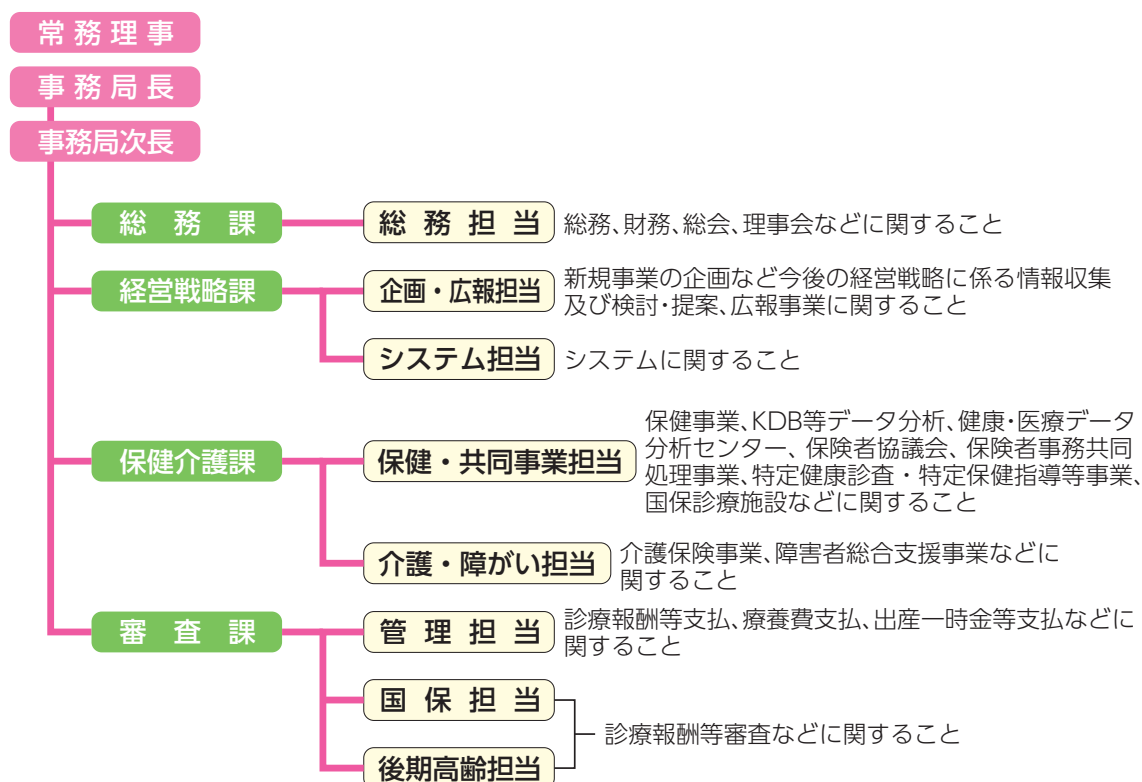
#### (6) 会員名簿

(令和8年5月18日現在、敬称略)

保険者名	会員	
	役職名	氏名
鳥取市	市長	深澤義彦
米子市	市長	伊木隆司
倉吉市	市長	広田一恭
境港市	市長	伊達憲太郎

保 険 者 名	会 員	
	役職名	氏 名
岩 美 町	町 長	長 戸 清
若 桜 町	町 長	上 川 元 張
智 頭 町	町 長	金 兒 英 夫
八 頭 町	町 長	矢 部 啓 祐
三 朝 町	町 長	松 浦 弘 幸
湯 梨 浜 町	町 長	宮 脇 正 道
琴 浦 町	町 長	福 本 まり子
北 栄 町	町 長	手 嶋 俊 樹
日 吉 津 村	村 長	中 田 達 彦
大 山 町	町 長	竹 口 大 紀
南 部 町	町 長	陶 山 清 孝
伯 耆 町	町 長	小 澤 敦 彦
日 南 町	町 長	中 村 英 明
日 野 町	町 長	近 藤 宏
江 府 町	町 長	白 石 祐 治
鳥取県医師国民健康保険組合	理事長	清 水 正 人
鳥 取 県	知 事	平 井 伸 治
鳥取県後期高齢者医療広域連合	広域連合長	深 澤 義 彦

### (7) 事務局組織及び事務分掌



※各担当への問合せについては34ページ(国保連合会問合せ窓口参照)

## 1. 基本方針

人口減少、少子高齢化の進行等により、国民健康保険の被保険者数は減少している。今後、被用者保険の適用範囲拡大の影響もあることから、後期高齢者医療の被保険者数を含めても、被保険者の全体数は減少していくと想定される。併せて、審査支払件数も減少することから、現状の手数料で本会を運営していくことは困難な状況になることも考えられる。

また、市町村においては、職員の人材不足が深刻化しており、保険者としての事務への影響が懸念されている。

このような状況の中、市町村や医療・介護関係機関を幅広く支援してきた本会に対する期待は大きいと考えており、しっかりとした経営見通しをもって今後の課題等に対応していく。具体的には、これまでに培ってきた知見・経験を活用して、審査支払業務を安定的に実施するとともに、保健事業については、ワンストップで総合的に支援する。また、市町村からの支援要望の大きい介護事務について、本会の専門性を強化し、的確に市町村を支援することができる体制を整える。

本会は、令和8年1月1日に組織改正を行ったところであり、新たな組織体制のもと、医療・保健・介護・福祉の総合的・専門的機関として保険者事務が円滑に推進できるよう総合的な支援に取り組んでいく。

## 2. 事業運営の重点項目

### I 総合戦略ビジョン（4つの柱）に基づく施策展開

#### (1) 医療を支える専門的・総合的役割の推進【医療】

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進及び更なる深化、審査水準の向上
  - ・国保総合システムの最適化を進めるとともに、厚生労働省、国保中央会等と連携し、審査・支払領域の共同開発・共同利用に向け、システム構築に取り組む。
  - ・コンピュータチェックの可視化レポートの拡充と併せ、支払基金と連携し、審査結果の差異解消を図る。
  - ・レセプト二次点検について、医療DXの構築と合わせ、各種情報と医療データ突合などにより、保険者事務の軽減等を実現するなど点検効果の最大化に取り組む。
  - ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認開始後も残る照合エラーについて、保険者の資格確認業務を受託し、効率的に医療機関等へ照会するなど事務負担の軽減に取り組む。
- ② 医療費適正化に向けた取組の推進
  - ・KDBシステムに加え、NDBオープンデータ等も活用しながら県全体の医療特性の把握や、個別データの抽出・集計・分析を積み重ね、医療行為や薬剤処方患者の医療受診行動等の問題抽出や改善策にアプローチしていく。
  - ・患者の健康面、医療費の適正化など様々な点で課題となっている「重複多剤投与」対策として、薬剤師会と連携した対象者への訪問指導・実施後の変容行動評価などをモデル的に行う。
  - ・現在、厚生労働省で検討中である柔道整復療養費のオンライン請求化（データ化）を睨みながら、請求データを活用した申請書縦覧点検、医療との突合点検等による療養費の適正化の実現に向けて調査研究を行う。
- ③ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進
  - ・全市町村で取り組まれているガバメントクラウド（事務処理の標準化：基幹系20業務システム）への対応と合わせて、健康管理などの市町村業務への新たな支援の必要性の検討や具体的環境づくりを進めていく。

#### 【主な事業】

- 保険者ニーズに沿った審査支払等業務推進事業
- レセプト二次点検事業、特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業
- 資格確認業務の効率化事業
- 療養費に係る適正化推進事業

## (2) 被保険者の予防・健康づくりの進化【保健】

### ① データヘルス改革の推進、KDB を活用した保健事業等の更なる強化

- ・令和8年度は、国保データヘルス計画の中間評価を実施する年度であることから、データヘルス計画における指標の分析、各種保健事業の評価等について保険者と連携して重点的に支援する。併せて、各種計画に盛り込まれた保健事業をワンストップで総合的に支援し、保険者の個別の健康課題解消に取り組んでいく。
- ・慢性的な保健師の人材不足に対応するため、在宅等保健師の会「梨花の会」と連携し、専門職の知見・経験等を活かして保険者が実施する保健事業の活動を支援する。
- ・市町村が実施している「がん検診等」（人間ドック含む）に係る請求支払、県への検診実施報告業務等により、市町村の事務負担を軽減する。併せて、検診データの蓄積・分析を積み重ね、がん予防対策を図る。
- ・医師会（かかりつけ医）、薬剤師会、保険者等と協働して、特定健診受診率向上の取組（みなし健診含む）を促進する。また、勧奨通知作成、データ分析、好事例自治体の取組の展開を積極的に行っていく。

### ② 地域・職域を連携した地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開

- ・職域・地域住民それぞれを対象に、健康意識の向上や、健診受診率向上を目的とした健康教室を開催する。

#### 【主な事業】

- 健康・医療データ等分析を踏まえた保健事業（ワンストップ総合支援）
- 保険者協議会事業
- がん検診・人間ドック事業
- 職域と連携した健康づくり事業

## (3) 介護予防の高度化・効率化の実現【介護】

### ① 介護予防・重度化予防の推進

- ・主治医意見書の情報入力、集計を行い、介護原因疾患をデータ化する。また、介護原因疾患データ等を活用し、分析することにより、介護予防及び介護給付費の抑制に繋げる。
- ・後期高齢者医療広域連合及び市町村と連携し、高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施に取り組む。また、専門的知見を取り入れたデータ分析に基づいた効果的な保健事業、介護予防・重度化予防事業を市町村と一体となって実施する。

### ② 介護給付適正化の推進

- ・本会の介護事務に係る専門性を強化し、市町村の負荷が高まっている介護事務及び介護給付適正化事務を支援する。

#### 【主な事業】

- 市町村介護事務の支援強化事業
- 介護予防・重度化予防の推進事業
- ケアプランデータ連携システムの事業者利用促進事業
- 介護サービス苦情処理事業

## (4) 住民のQOL向上を目指した施策の拡大【福祉】

### ① 連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献

- ・予防接種事務全体のデジタル化等に向けて、令和8年度中に市町村請求のための国補助金において外付けシステムを開発するなど、市町村のデジタル化開始に向けた環境整備を行う。

### ② 地方自治体や医療・介護関係者との関係性、医療保険・介護保険等の知識、ICTスキル等を活用した地域づくりへの参画や地域共生社会の実現への貢献（誰一人取り残さない地域共生社会の実現）

- ・若者世代をターゲットにしたプレコンセプションケアの健診費用の請求支払業務、健診結果の集計分析を行う。

#### 【主な事業】

- 予防接種事務のデジタル化に係る受託環境づくり事業
- プレコンセプションケア推進事業

## II 効率的な事業運営と組織体制の整備

### (1) 健全な運営の推進

- ・ 厳しい財政状況等を踏まえ、一層の経常経費の節減を行うほか、効果的なAIの活用推進等の検討を進めるなど、効率的な業務運営に努める。
- ・ 審査・支払領域の共同開発・共同利用、国保中央会への負担金など、今後の変動要因を反映し、将来を見据えた積立資産の効果的・計画的な活用により健全な運営に努める。

### (2) 組織体制の整備

- ・ 各所属に横串を刺して、経営戦略に係る情報収集及び検討や広報業務を行う「経営戦略課」を新設し、国保連合会を取り巻く環境の変化に機動的に対応するとともに、保険者等から求められる役割に柔軟に対応していく。
- ・ 事業推進課に介護・障がい担当を移管（システム担当は経営戦略課に移管）して「保健介護課」に改組して、保健事業と介護予防事業を一体的に実施するなど事業実施の相乗効果を高める。  
（上記の組織改正は、令和8年1月1日付けで実施済み。）

### (3) 広報活動の拡充

- ・ 鳥取県における平均自立期間・健康寿命延伸に向けた予防健康づくり、介護予防・フレイル予防等について、各種メディアを活用して情報を発信、健康意識の醸成、健診受診率向上等につなげる。

### (4) 研修の充実

- ・ 新たな課題や保険者のニーズに対応していくため、自ら考えて動く、自立する人材を育成する。
- 【主な事業】 ● 広報事業 ● 職員研修事業

## 参 考

### 総合戦略ビジョンの概要

総合戦略ビジョンは、国保中央会・国保連合会を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組み、保険者等の期待に十分に答えていくため、令和5年3月策定の「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」を受け、本会のめざす姿を掲げ、それに向かって中期構想をとりまとめ方向性を示すものです。

### 被保険者の予防・健康づくりの進化 保健分野

- ① データヘルス改革の推進
- ② KDB を活用した保健事業等の更なる強化
- ③ 地域・職域と連携した地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開

### 医療を支える専門的・総合的役割の推進 医療分野

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進
- ② 審査支払業務の更なる深化、審査水準の向上
- ③ 医療費適正化に向けた取組の推進
- ④ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進

## 事業戦略(4つの柱)

- ① 介護予防・重度化予防の推進
- ② 介護給付適正化の推進

### 介護分野

介護予防の高度化・効率化の実現

- ① 連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献
- ② 地方自治体や医療・介護関係者との関係性、医療保険・介護保険等の知識、ICTスキル等を活用した地域づくりへの参画や地域共生社会の実現への貢献

### 福祉分野

住民のQOL向上を目指した施策の拡大

### 1. 診療報酬等の審査支払事業等について

#### (1) 診療報酬等審査支払事業

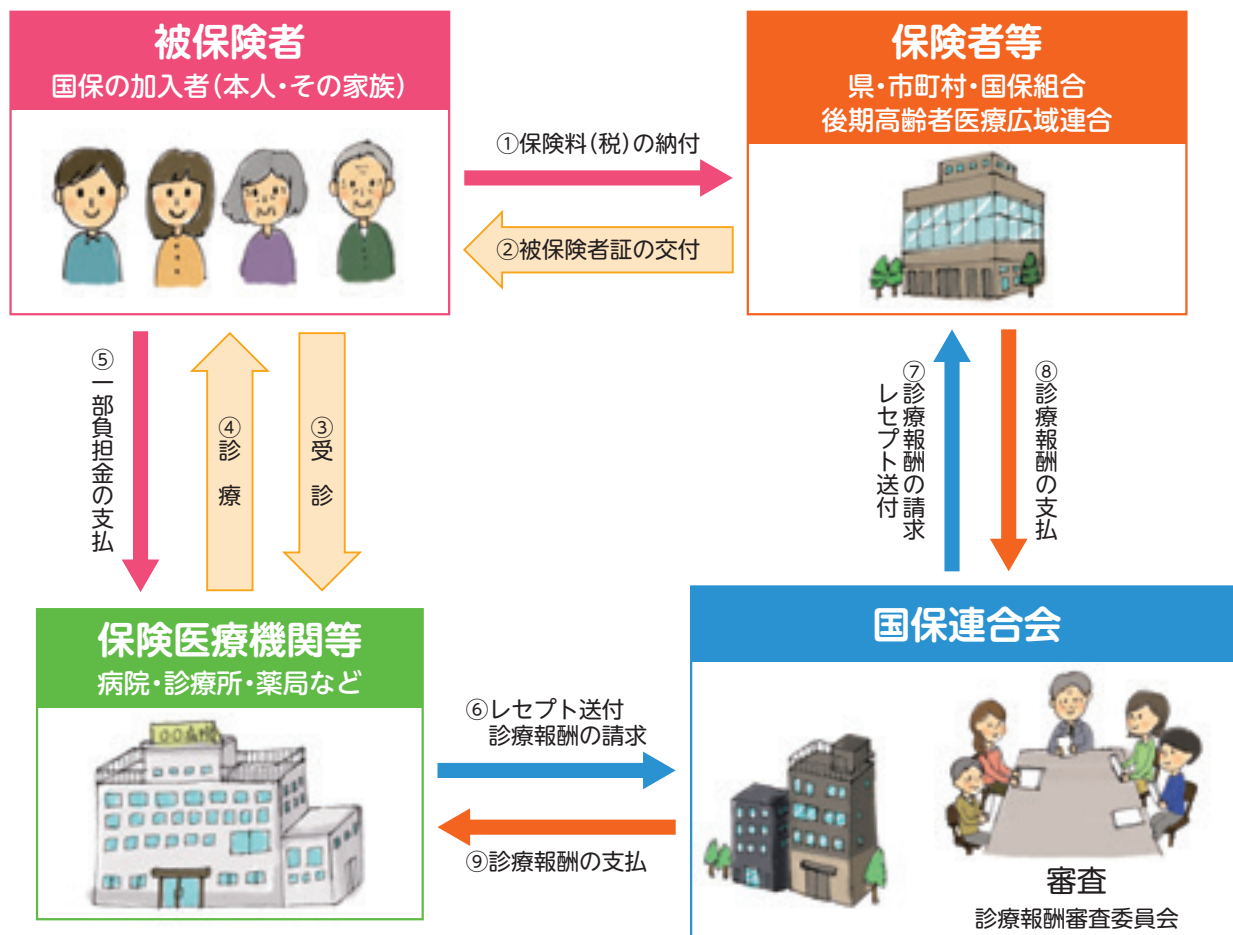
##### ① 診療報酬等審査支払業務

診療報酬とは、保険医療機関等が被保険者に対して保険診療を行った際の対価として、保険医療機関等に支払われる報酬をいい、被保険者の支払う一部負担金を除き、保険者等が支払いを行います。

国保連合会は、保険者等からの委託を受け、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を迅速、適正かつ公平に審査し、保険者等への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

診療報酬等の審査  
支払事業等について

#### 診療報酬等審査支払業務の流れ



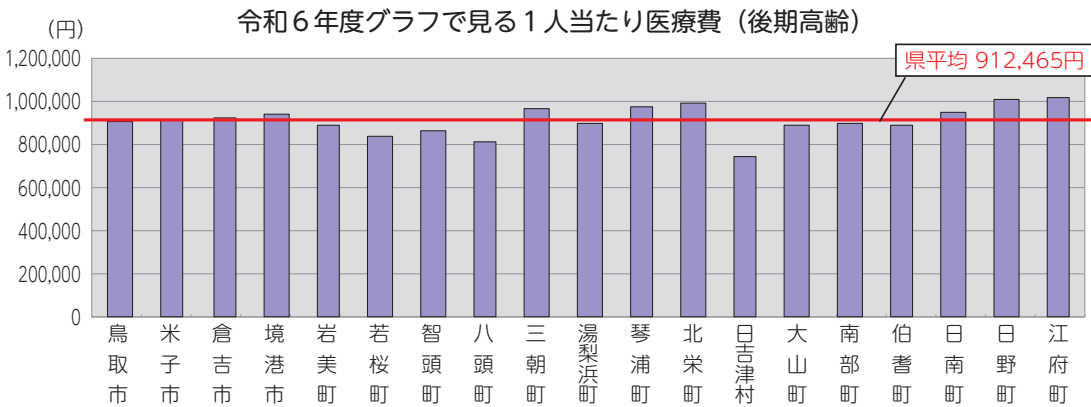
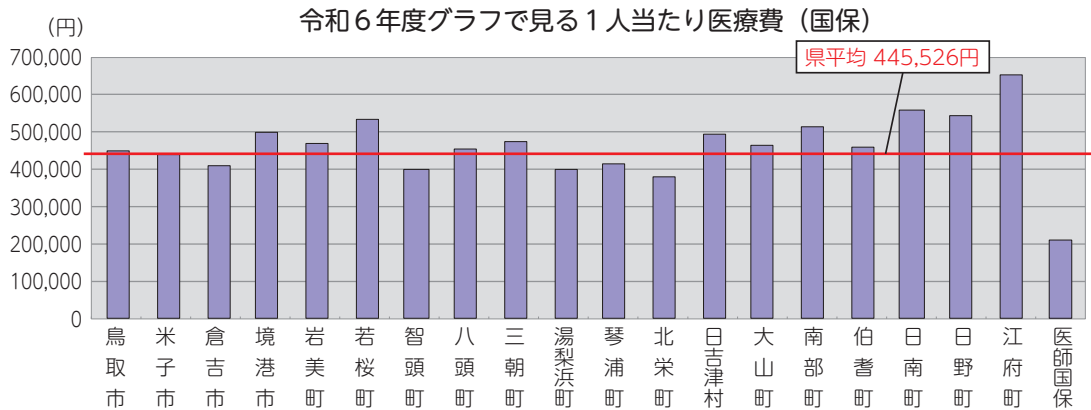
#### 参 考

令和7年度 診療報酬等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
4,906,706	139,514,258

参 考

令和6年度鳥取県1人当たり医療費



※国保は鳥取県市町村国保と鳥取県医師国保組合の合計。  
 ※医科・歯科・調剤レセプトを集計。  
 ※KDBシステム帳票No.4「市区町村別データ」より作成。

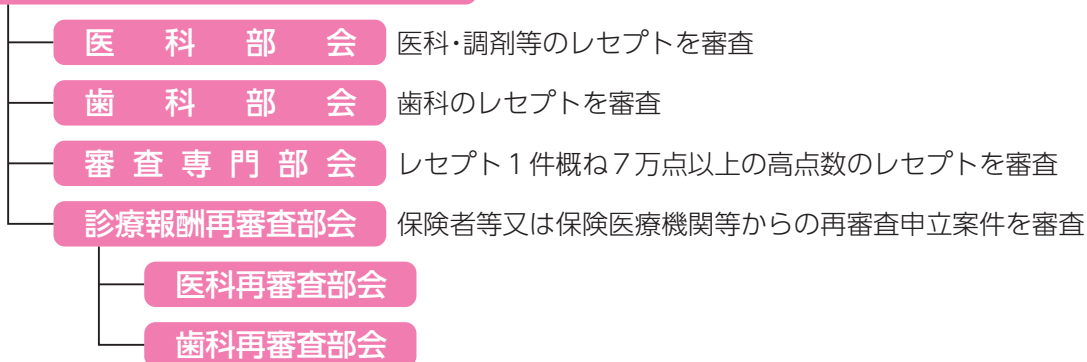
② 診療報酬審査委員会

国保法第87条に基づき、レセプトの審査を行うため、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しています。

審査委員会は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織しています。

委員の委嘱は、県知事が行い、任期は2年間です。

国民健康保険診療報酬審査委員会（委員：30名）

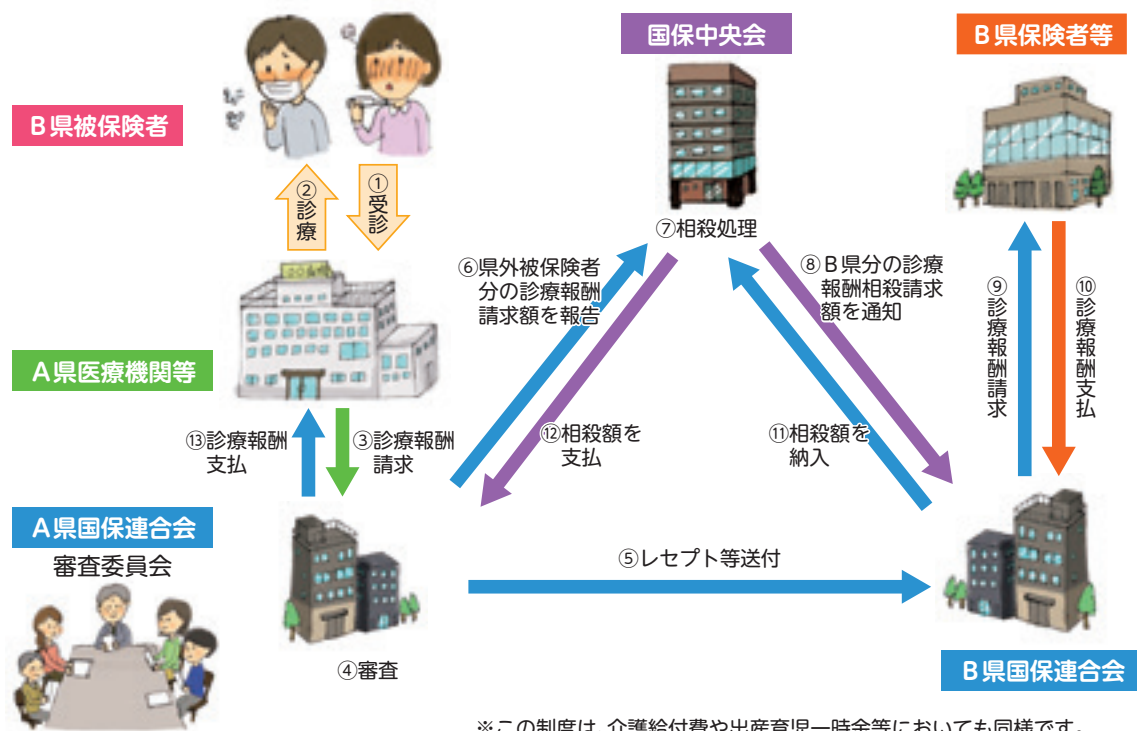


※高額（医科入院38万点以上（特定機能病院（臨床研究中核病院含）は35万点以上）、歯科20万点以上）なレセプトについては、国保中央会に置かれている特別審査委員会に審査を委託しています。

### ③全国決済制度

保険医療機関等は、県外の被保険者のレセプトであっても、保険医療機関等の所在する都道府県の国保連合会へ請求を行います。

請求を受けてレセプトの審査を行った後、国保中央会を通じて各国保連合会の費用との相殺を行い、保険医療機関等へ支払いを行います。

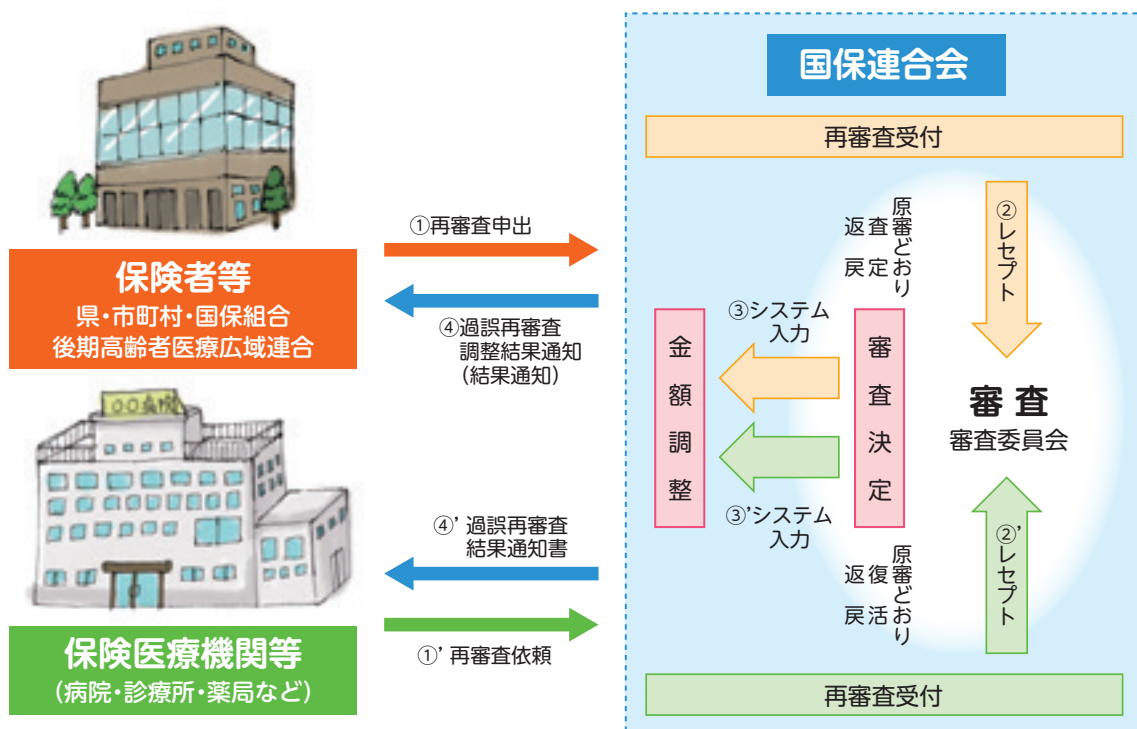


診療報酬等の審査  
支払事業等について

### ④再審査業務

審査委員会における審査結果について疑義がある場合、保険者等又は保険医療機関等から、理由を付して再審査の申出が行われます。

この申出について、審査委員会において再審査を行い、申出が適正であると認められた場合には、査定又は復活等の処理を行います。



## (2) 保険者事務共同処理事業

保険者に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図るとともに、医療費の適正化、保健事業など、国民健康保険事業の円滑な推進を図っています。

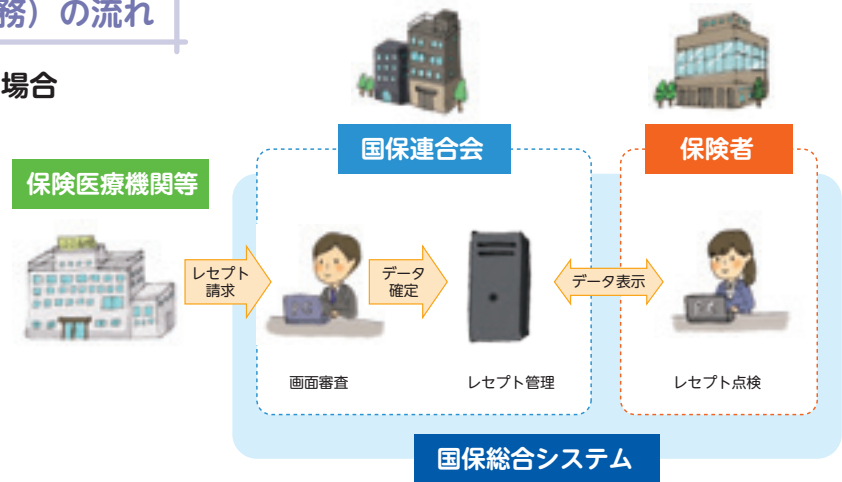
### ① 共同処理業務（一般委託事務）

全ての会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 被保険者台帳作成及び資格異動の事務
- ② レセプトの資格、給付の確認事務
- ③ レセプトの保管・提供事務
- ④ 被保険者の給付記録事務
- ⑤ 高額療養費支給事務、高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑥ 各種統計資料の作成事務

### 共同処理業務（一般委託事務）の流れ

#### 例) レセプトの保管・提供事務の場合



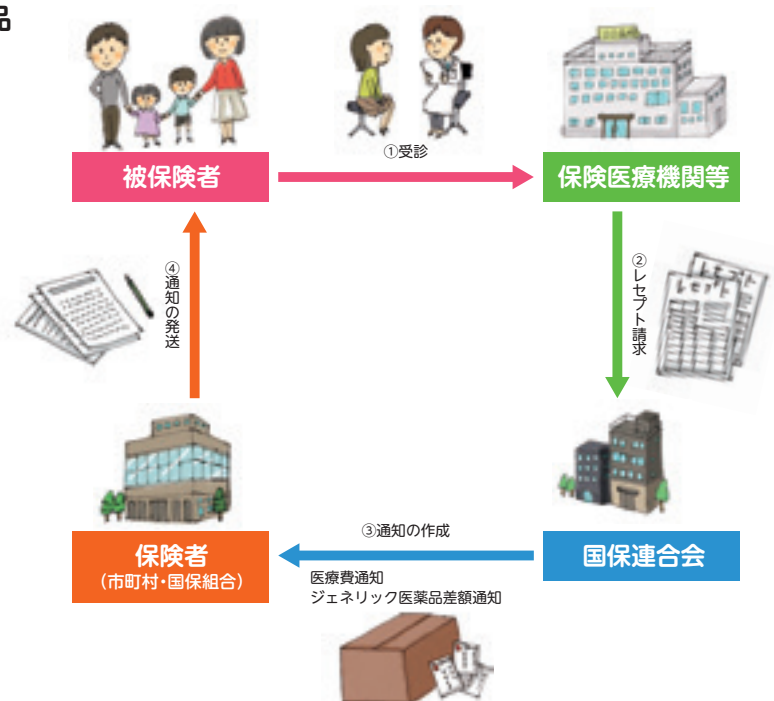
### ② 共同処理業務（特別委託事務）

希望する会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 医療費通知の作成事務
- ② ジェネリック医薬品差額通知の作成事務

### 共同処理業務（特別委託事務）の流れ

#### 例) 医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の作成事務の場合



### 参 考

令和7年度 受託状況

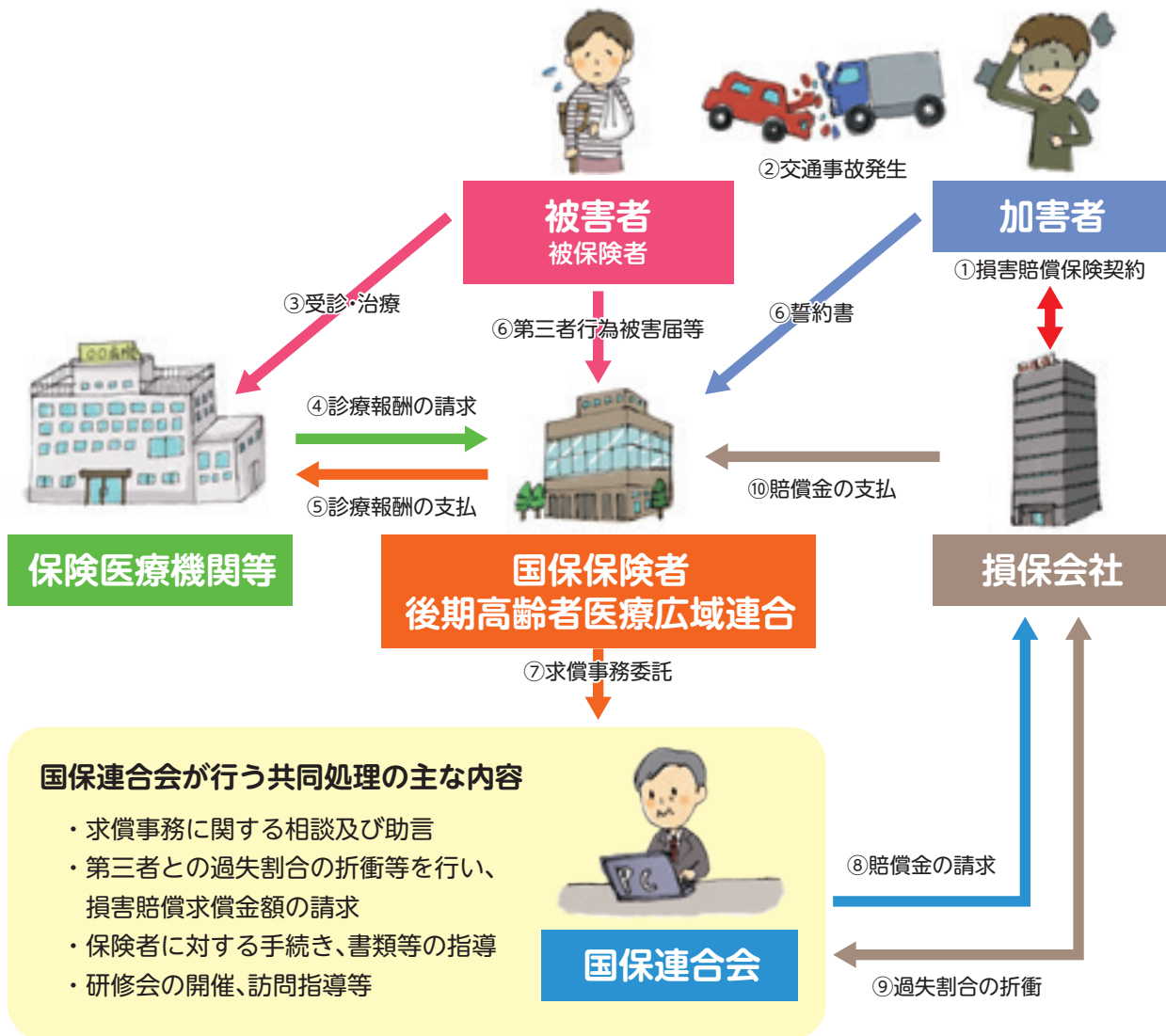
医療費通知事務	20保険者
ジェネリック医薬品差額通知事務	19保険者

### ③ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務

国保法第64条第1項、高確法第58条第1項及び介護保険法第21条第1項に規定されている第三者行為損害賠償請求権について、第三者（加害者本人や損害保険会社等）への損害賠償請求事務を保険者から委託を受けて、国保連合会が第三者に対して損害賠償求償事務を行っています。過失割合折衝など専門的な知識・スキルが必要とされる事務を国保連合会が共同処理することにより、保険者事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費及び介護給付費の適正化を推進しています。

#### 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務の流れ

##### 交通事故で医療保険を使用した場合



診療報酬等の審査  
支払事業等について

#### 参 考

令和7年度 第三者行為損害賠償求償状況

決定件数 (件)	補償額 (千円)
85	111,746

### (3) その他の受託業務等

#### ① 特別医療費審査支払業務

特別医療費助成制度とは、県と市町村が共同して実施しており、障がいのある方、その他特に医療費の助成を必要とする方が医療保険等で医療を受けられた際の自己負担分について助成する制度です。

国保連合会では、保険医療機関等から請求された特別医療費について、レセプト等に記載の特別医療費受給者番号及び請求金額を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

#### ② 柔道整復施術療養費審査支払業務

被保険者が骨折や打撲等の負傷を原因とし、柔道整復師による施術を受けた際に支払う療養費について、保険者等より委託を受け、柔道整復療養費審査委員会による柔道整復施術療養費支給申請書に係る審査を経て、保険負担部分を受領委任払いの療養費として、保険者等へ請求及び施術所へ支払いを行っています。

#### ③ 妊婦・乳児一般健康診査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された妊婦・乳児一般健康診査費受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

#### ④ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費審査業務

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費（以下「あはき療養費」という。）について、保険者等より委託を受け、あはき療養費審査委員会にて、あはき療養費支給申請書の審査を行っています。

#### ⑤ 産後健康診査費及び新生児聴覚検査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された産後健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

#### ⑥ 特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

結核性疾患又は精神疾患に係る医療費が多額である場合に交付される特別調整交付金を、市町村からの委託によって、本会がその申請をサポートする業務を令和3年度より行っています。

#### ⑦ レセプト資格確認業務

保険者事務の軽減、事務の効率化を目的として、レセプト資格確認業務の共同事業化を推進しています。令和4年度の開始から業務内容を拡充し、受託保険者を増やしつつ、共同化に取り組んでいます。

#### ⑧ レセプト二次点検業務

保険者事務の軽減、事務の効率化、点検基準の統一に繋げるため、レセプトの縦覧・横覧点検、医科と調剤のレセプト突合点検、医療と介護のレセプト突合点検など、レセプト二次点検の共同事業化を推進しています。

令和2年度の開始から受託保険者数を増やしつつ、共同化に向けて取り組んでいます。

### 参 考

#### 令和7年度 レセプト二次点検業務実施状況

受託保険者数	年間査定実績（千円）
19	48,184

⑨ がん検診等検査費等の支払などの業務

令和7年度は、県内8市町より委託を受け「がん検診」等結果のデータ入力業務を行っています。この8市町のうち5市町については、がん検診受診票の記載内容、請求額などを確認し、市町への請求と、保険医療機関への支払いも行っています。

また、4町村については、保険医療機関への支払いのみを行っています。

参 考

令和7年度  
がん検診等検査費等支払状況

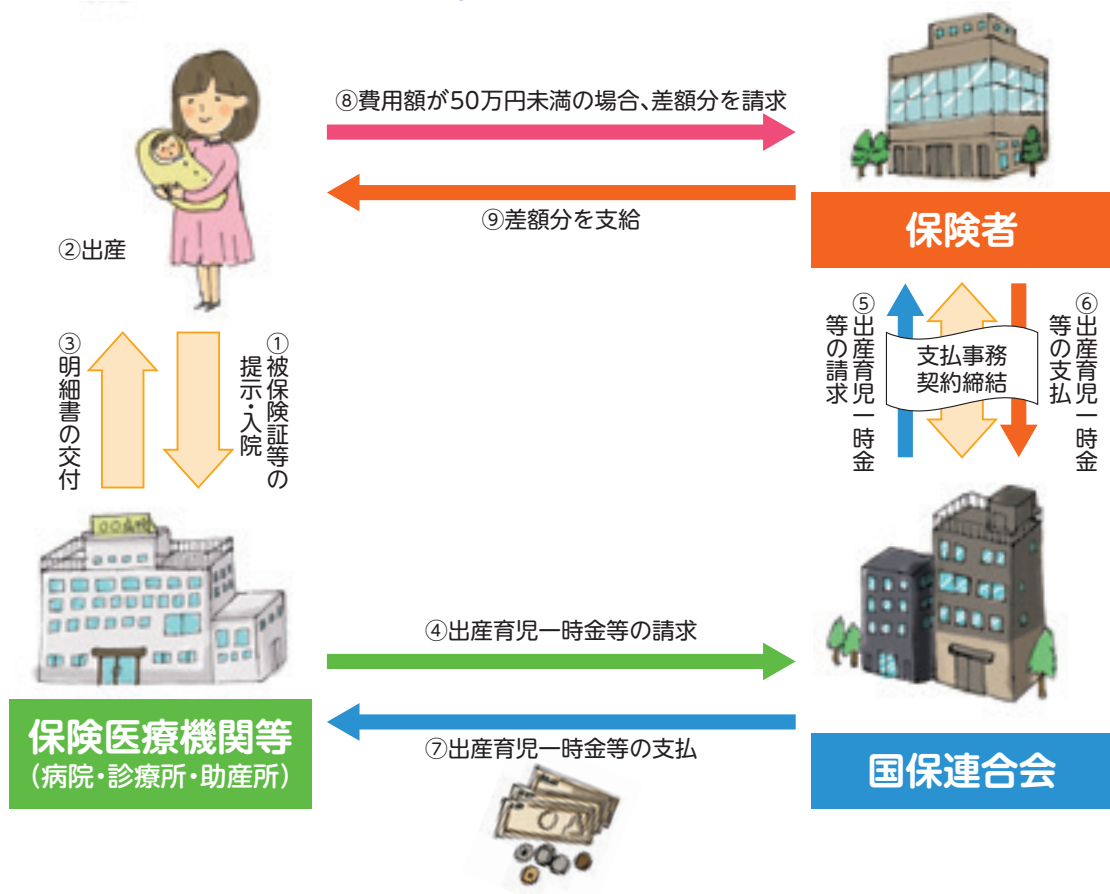
	受託保険者数			支払額 (千円)
	入力のみ	支払のみ	入力+支払	
	3	4	5	147,685

⑩ 出産育児一時金等支払事業

保険者からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される出産育児一時金等請求書について、支給要件等の確認を行い、保険者への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

国保連合会では、保険適用のない出産（正常分娩）及び帝王切開など保険適用がある出産（異常分娩）を取り扱っています。

出産育児一時金等支払事業の流れ



参 考

令和7年度 出産育児一時金等支払状況

	件数 (件)	費用額 (千円)
正常分娩	157	75,158
異常分娩	104	45,642

診療報酬等の審査  
支払事業等について

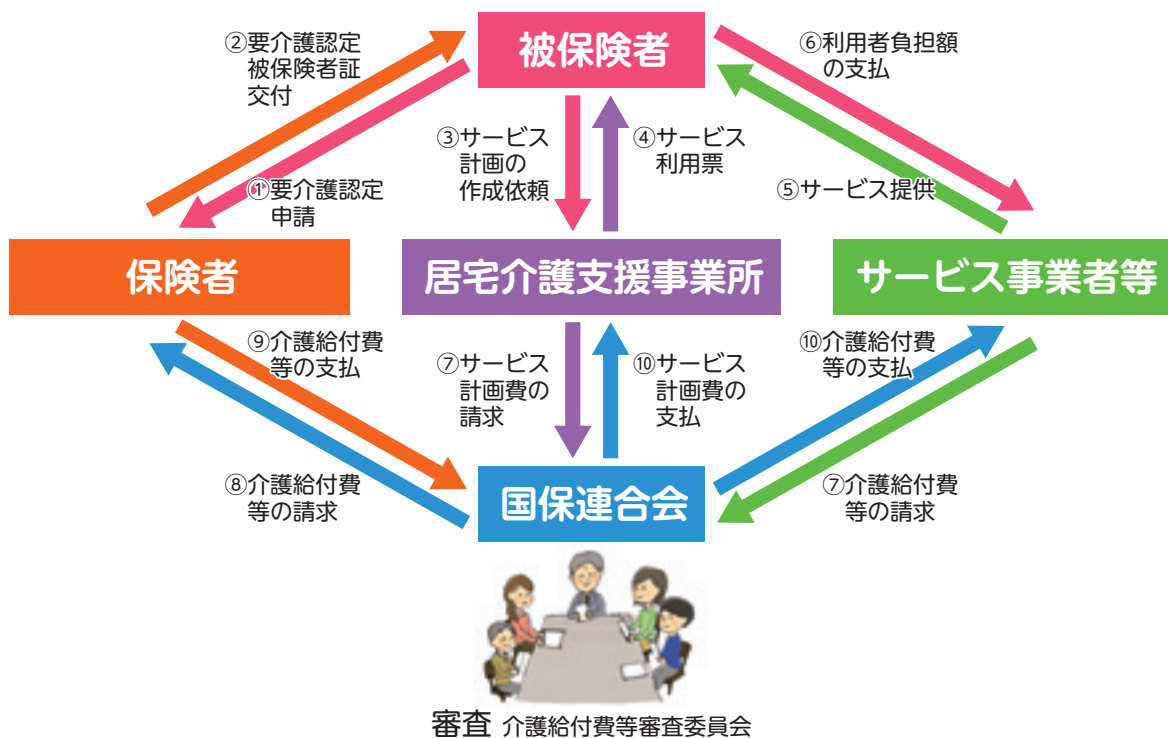
## 2. 介護及び障害者総合支援事業について

### (1) 介護保険事業

#### ① 介護給付費審査支払業務

介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者からの委託を受けて、介護サービス事業所等から請求される介護給付費請求書について、適正かつ公平な審査を行い、保険者への請求とサービス事業所等への支払いを行っています。

#### 介護給付費審査支払業務の流れ



#### 参 考

令和7年度 介護給付費等審査支払業務状況

件数 (件)	費用額 (千円)
904,559	60,367,103

#### ② 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、国保連合会に介護給付費等審査委員会を設置しています。

委員は、介護給付費サービス担当者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員により組織されています。

また、介護給付費等審査委員会には、介護医療部会と審査部会を設置しています。

介護給付費等審査委員会 (委員: 6名)

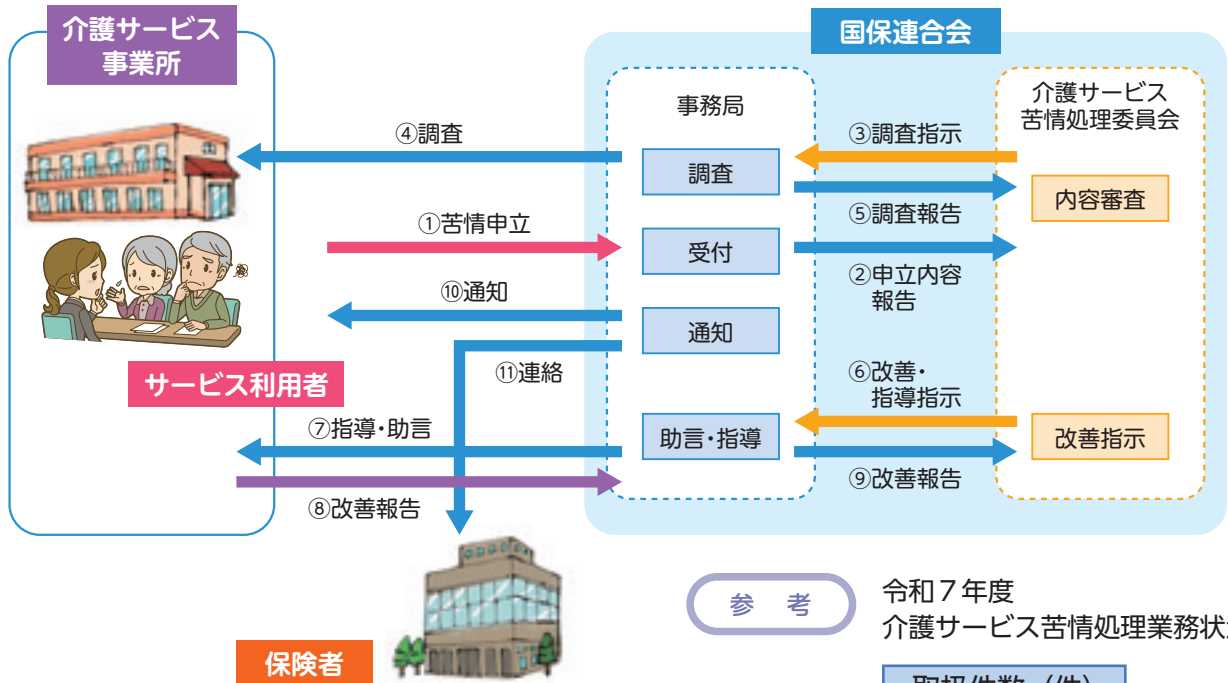
- 介護医療部会 医療系介護サービスの請求に係る審査
- 審査部会 介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査

### ③ 介護サービス苦情処理業務

国保連合会は、介護保険法第176条第1項第3号に基づき介護保険制度における苦情処理機関として被保険者等から介護サービスに係る苦情や相談を受け付けています。

また、介護サービス苦情処理業務を公正かつ適正に処理するため、介護サービス苦情処理委員会を設置しています。(苦情・相談の受付電話番号：0857-20-2100)

#### 介護サービス苦情処理業務の流れ



参考

令和7年度  
介護サービス苦情処理業務状況

取扱件数 (件)

14

### ④ 介護保険共同処理業務

保険者の介護保険に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図っています。

#### ■ 一般委託事務 (すべての保険者が委託する事務)

- ① 受給者の登録及び異動事務
- ② 介護給付費請求書の資格確認及び給付記録事務
- ③ 要介護認定更新支援事務
- ④ 償還払給付額管理事務
- ⑤ 高額介護サービス費支給事務
- ⑥ 介護給付適正化情報事務
- ⑦ 受給者に関する統計事務
- ⑧ 高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑨ 市町村特別給付等支払事務

#### ■ 特別委託事務 (希望する保険者が委託する事務)

- ① 介護給付費通知作成事務
- ② 主治医意見書料支払事務

参考

令和7年度 介護保険共同処理業務状況

事業内容	処理件数 (件)
介護給付費請求書の資格確認処理	897,434
償還払給付額管理処理	621
高額介護サービス費支給処理	65,750
事業状況報告書 (月報) 作成処理	12回
統計資料作成処理	12回
介護給付費通知書作成処理	2,443
主治医意見書料支払処理	26,335
高額医療・高額介護合算事務処理	6,474

### ⑤ 介護給付適正化業務

国保連合会が保有する給付実績データを基にした介護給付適正化システムを活用し、保険者の介護給付適正化の取組を支援しています。

具体的には、提供される介護サービスに対して、縦覧点検や医療情報との突合を行うことにより、サービス事業者に対して過誤等の処理を行っています。

### ⑥ 介護主治医意見書を活用した介護予防事業

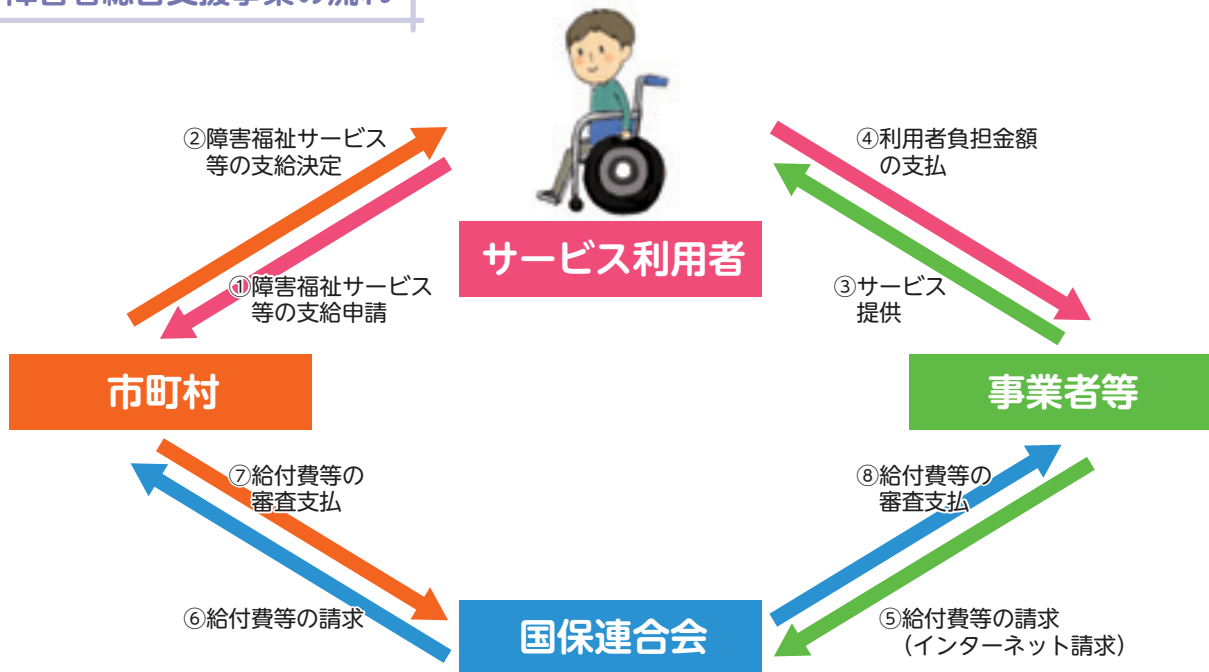
フレイル対策や介護度の進行抑制の重要性が増しているなかで、介護の原因疾患を入り口に、地区の特徴を掴んだ効果的な介護予防事業や、専門的知見に基づく介護予備群からの個別アウトリーチへ展開していくため、市町村より委託を受け、介護原因疾患が記録されている介護主治医意見書をデータ化、集計（日常生活圏域単位で被保険者の年齢、性別ごとに原因疾患名を把握）、分析（原因疾病の動向や圏域毎の特徴）する業務を行っています。

### (2) 障害者総合支援事業

国保連合会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第96条の2の規定により、市町村から委託を受け、事業者等から請求される介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査支払に関する業務を行っています。

また、平成20年10月より、児童福祉法第56条の5の2の規定に基づき、県から委託を受け、障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、市町村から委託を受けて障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査支払に関する業務も併せて行っています。

#### 障害者総合支援事業の流れ



#### 参 考

令和7年度 障害介護給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
128,503	18,024,923

令和7年度 障害児給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
36,440	2,997,990

### 3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について

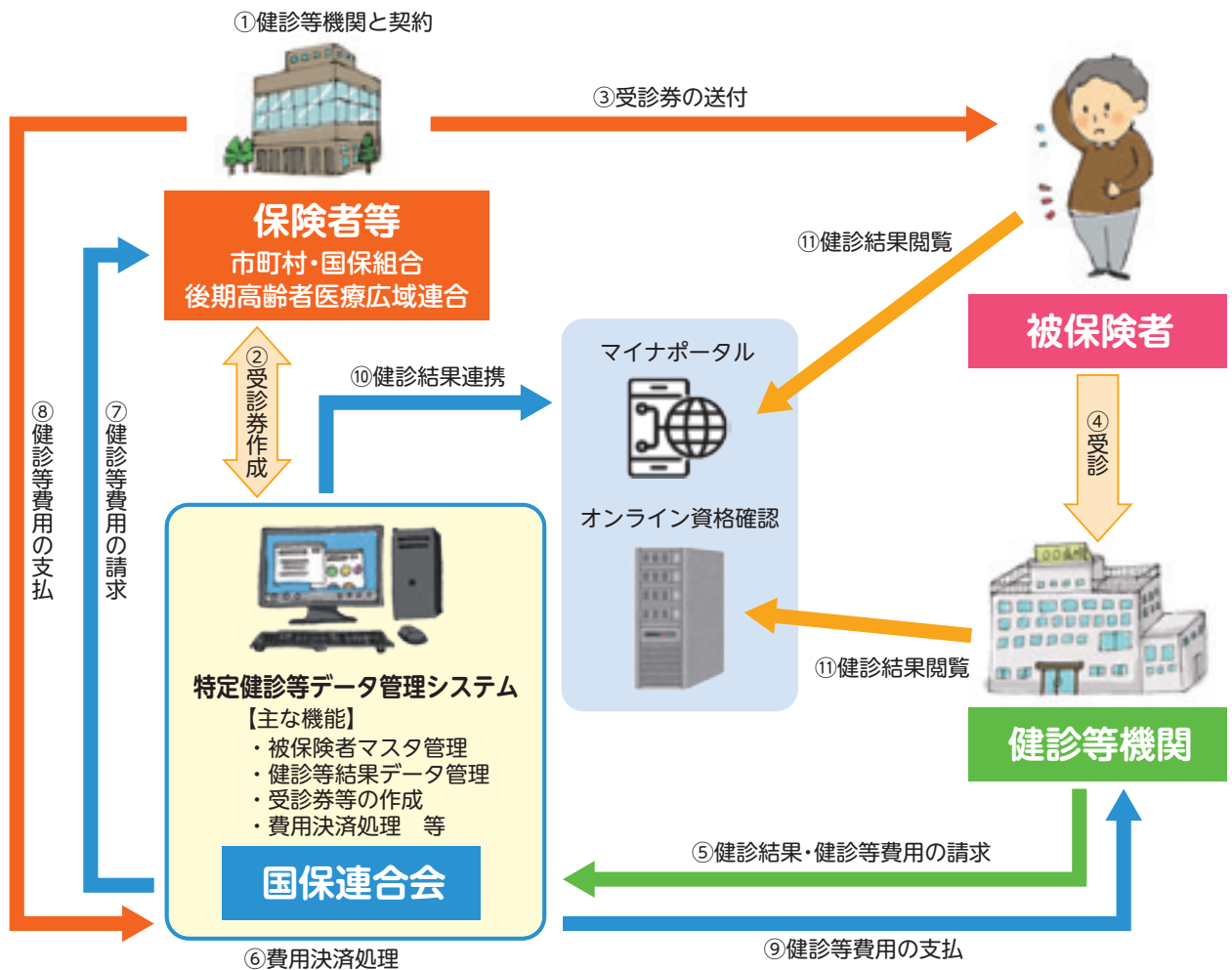
#### (1) 特定健康診査・特定保健指導等事業

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点を置き、糖尿病等の生活習慣病のリスクが高い対象者を早期発見して生活習慣を改善することで、病気の発症や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るものです。

なお、特定健康診査・特定保健指導の対象者は40歳から74歳までとなっていますが、後期高齢者についても特定健康診査と同等の後期高齢者健康診査が後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村によって実施されています。

国保連合会では、この事業を保険者が円滑に実施できるよう、特定健診等データ管理システムを保険者に提供し、健診等結果データ管理や受診券作成といった共同処理業務、また同システムを使用しての費用決済業務を行っています。

#### 特定健康診査・特定保健指導等事業の流れ



特定健康診査・特定保健指導等事業について

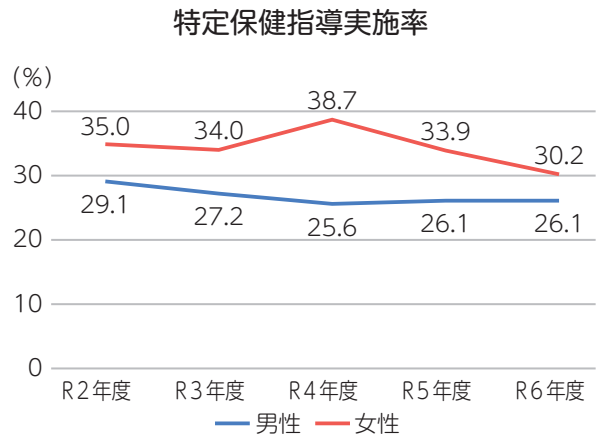
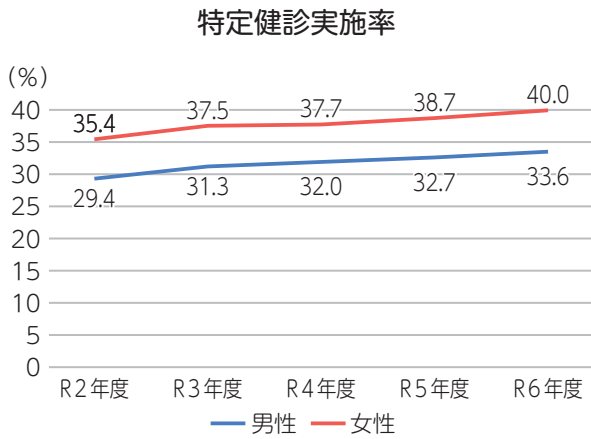
#### 参 考

令和7年度  
特定健康診査等費用決済状況

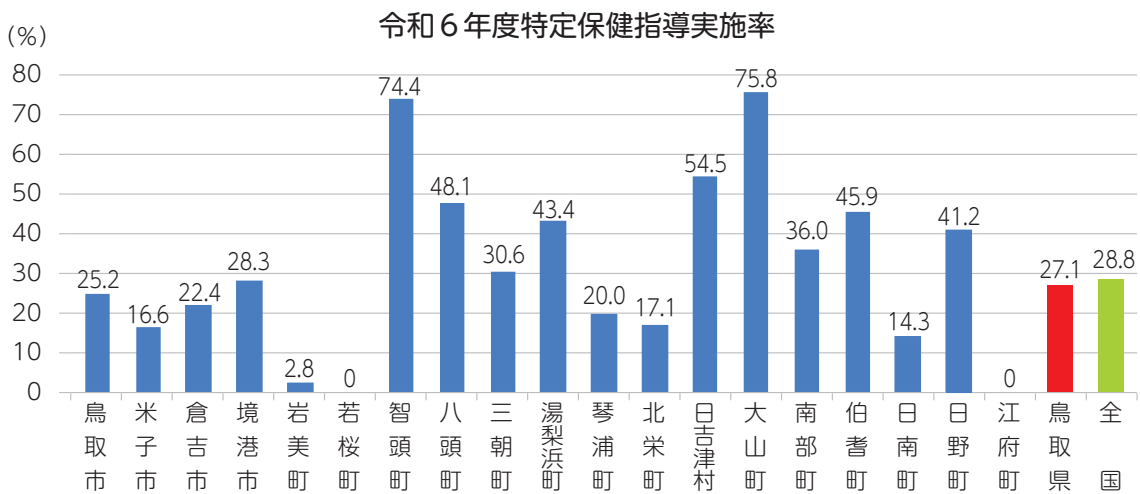
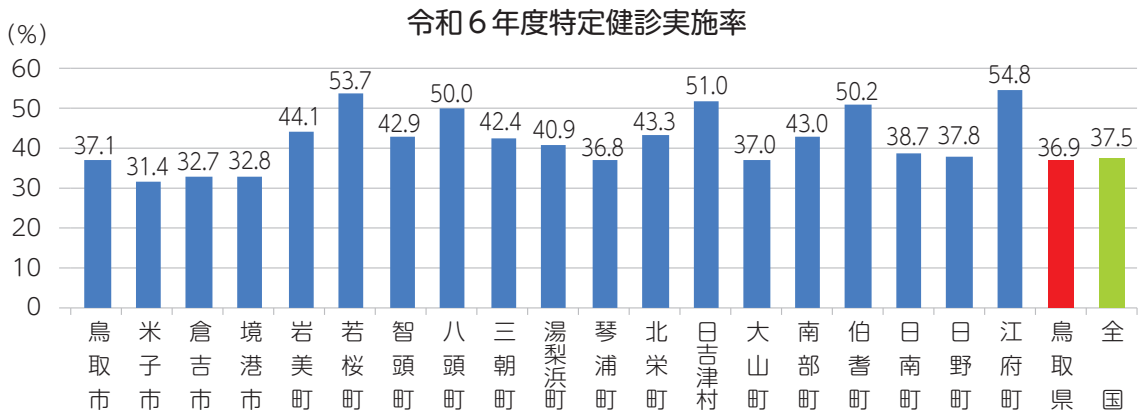
	件数 (件)	費用額 (千円)
特定健診・保健指導	21,719	184,524
後期高齢者健診	22,933	196,406

特定健診・特定保健指導の状況

令和2年度～令和6年度 特定健診・特定保健指導実施率の推移



市町村別特定健診・特定保健指導の実施率



出典：特定健診等データ管理システム 法定報告

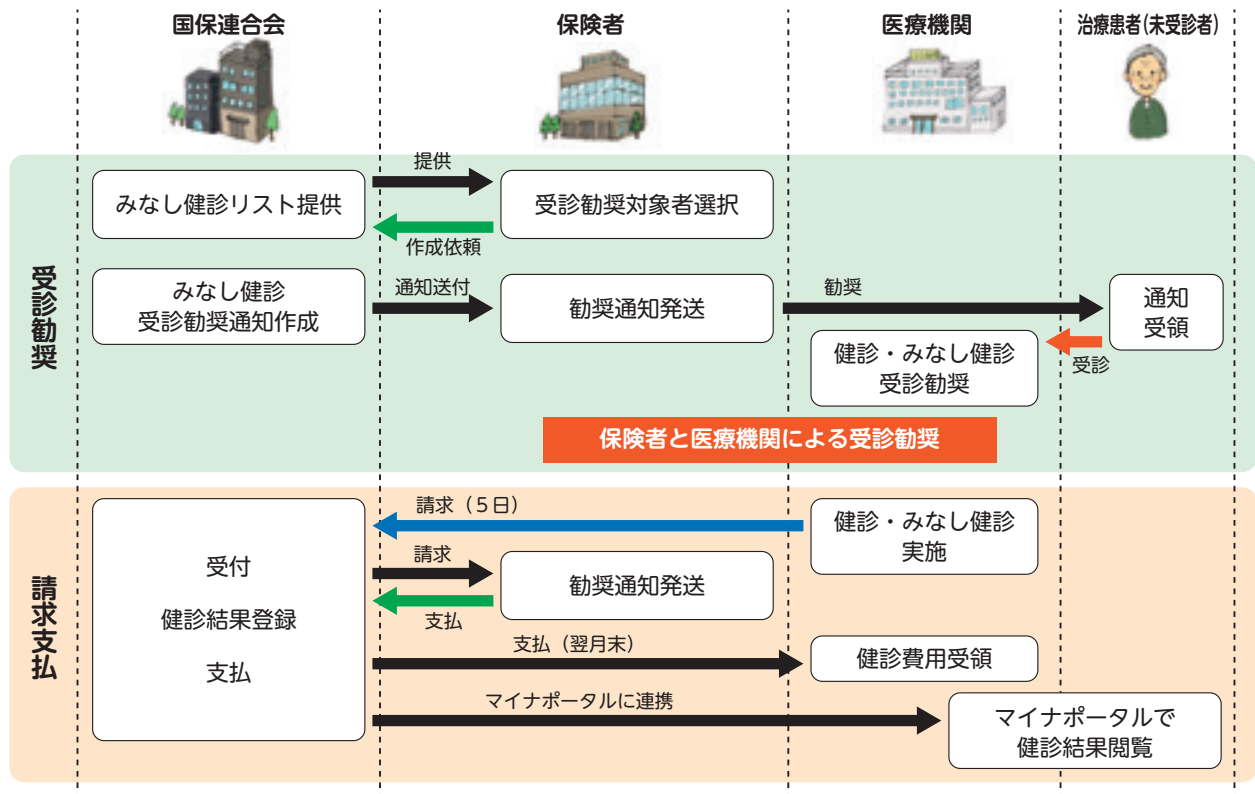
特定健康診査・特定保健指導等事業について

## (2) みなし健診受診の取組

特定健康診査は、住民自らが定期的に自分の健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されています。

鳥取県では、医療機関を定期的に受診されている方のうち、健診を受けていない方を対象に、本人の同意のもと治療中の方の特定健診項目の情報を医療機関から提供いただき、健診を受診したとみなす取組（みなし健診）を実施しています。

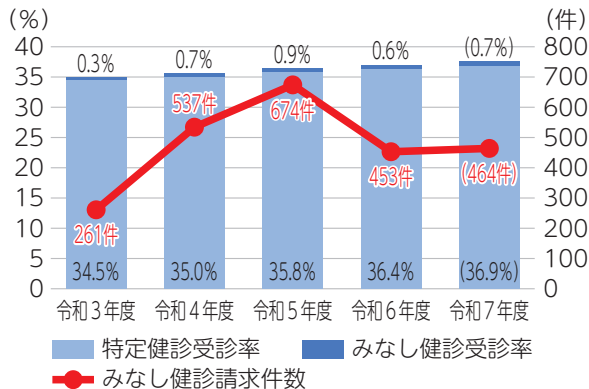
国保連合会では、みなし健診対象者リスト及びみなし健診受診勧奨通知の作成並びにみなし健診費用決済等の保険者支援を行っています。



特定健康診査・特定保健指導等事業について

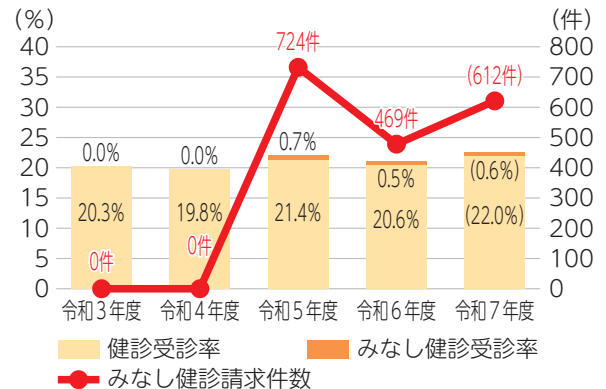
## 参考

みなし健診影響及び請求件数（国保）



※市町村国保のみ  
 ※令和7年度は令和8年4月末時点の数値  
 ※特定健診データ管理システムより

みなし健診影響及び請求件数（後期）



※後期高齢者のみなし健診は令和5年度より運用開始  
 ※令和7年度は令和8年4月末時点の数値  
 ※KDBシステム市町村データより

令和7年度みなし健診対象者リスト作成 国保：18保険者、後期：12市町村  
 令和7年度みなし健診受診勧奨通知作成 国保：10保険者、後期：9市町村

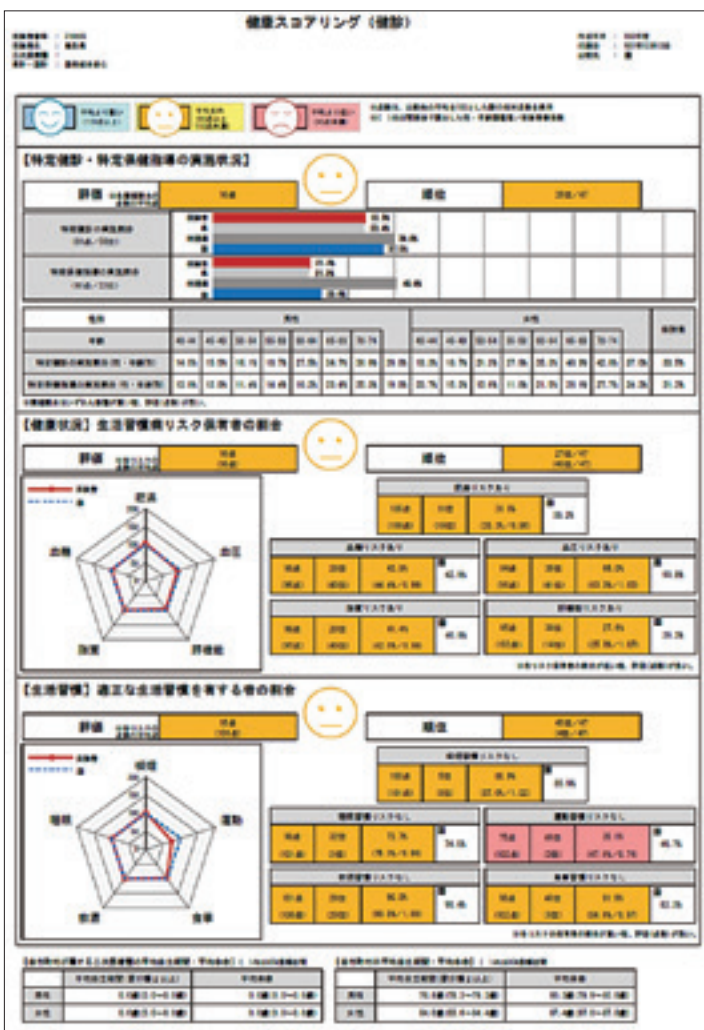
## 4. 保健事業について

### (1) 保健事業

国保法第104条及び健康増進法第4条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、保険者とともに、疾病の予防、健康づくりの推進及び医療費適正化に取り組んでいます。

#### ① KDBシステムを利用した保険者支援

KDBシステム（国保データベースシステム）の利活用を推進することで、全保険者等の健康課題を把握することができ、保険者等の効率的・効果的な保健事業を支援しています。



KDBシステム等活用マニュアル

- ・ 保険者等への訪問相談
- ・ 日常生活圏域の健康状態把握資料
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策のリスト作成
- ・ 生活習慣病治療中断者リストの作成
- ・ 生活習慣病未治療者リストの作成
- ・ 前期高齢者ハイリスク者リスト
- ・ 各種帳票の活用事例をまとめたマニュアル作成 など

Check Point



#### ② 保健事業支援・評価委員会の設置

保険者が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効果的に展開できるようデータヘルス計画策定支援や、個別保健事業の評価などを行うため、公衆衛生学・公衆衛生看護学に造詣が深い大学等研究機関、地域の関係機関等の有識者及び鳥取県職員からなる委員会を設置し、事務局を担当しています。（令和7年度は6保険者）

### ③ 特定健診等受診率向上の取組

特定健診・特定保健指導の実施率向上に向け、かかりつけ医と連携した特定健診・みなし健診の普及啓発活動に取り組んでいます。また、各種対象者リストやデータを保険者に提供しています。その他、関係団体と連携したイベントの実施、チラシ作成などを行っています。

#### ●各種提供リスト及び支援業務

- ・特定健康診査除外対象者リスト
- ・特定保健指導服薬再確認対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨通知書作成業務



研修会の様子

### ④ 各種研修会の開催

保険者の担当者や保健師等を対象とした研修会を開催し、保健事業にかかる制度の周知などの最新情報の提供、データ分析結果の説明等を行っています。

- データ分析研修会
- 糖尿病性腎症重症化予防セミナー
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る研修会

### ⑤ 健康教育用器材の貸出し

血管年齢測定器等の器材を貸し出し、保険者の健康づくりイベント等の充実を支援しています。



血管年齢測定器



肌年齢計



骨密度測定器



体脂肪サンプル



めだまんず（糖尿病網膜症眼球模型）

### ⑥ 市町村保健師協議会との連携

市町村保健師協議会と連携し、市町村の保健師の知識・技能向上を狙った各種研修会の開催に協力しています。

## (2) データの利活用による健康づくりの取組

全世代対応型の効果的な予防・健康づくりに向けて国保法、健康保険法等の改正により、国保連合会は、健康・医療データを活用した分析と保健事業に取り組んでいます。

### 健康・医療データ分析センターの取組

鳥取県全体で効果的な予防・健康づくりを推進するため、KDBシステムの医療・健診・介護に関するデータや検診データ等のビッグデータを一元管理し、分析する「健康・医療データ分析センター」を令和2年7月に設置しました。

「健康・医療データ分析センター」では保険者のニーズに合わせた医療費分析を行うとともに、当センター内に県内の産・官・学で構成する「健康・医療データ等共同分析会議」を設置し、専門的知見やAIによりエビデンスを積み重ね、県民の健康寿命の延伸に繋がる予防・健康づくりの取組を展開しています。

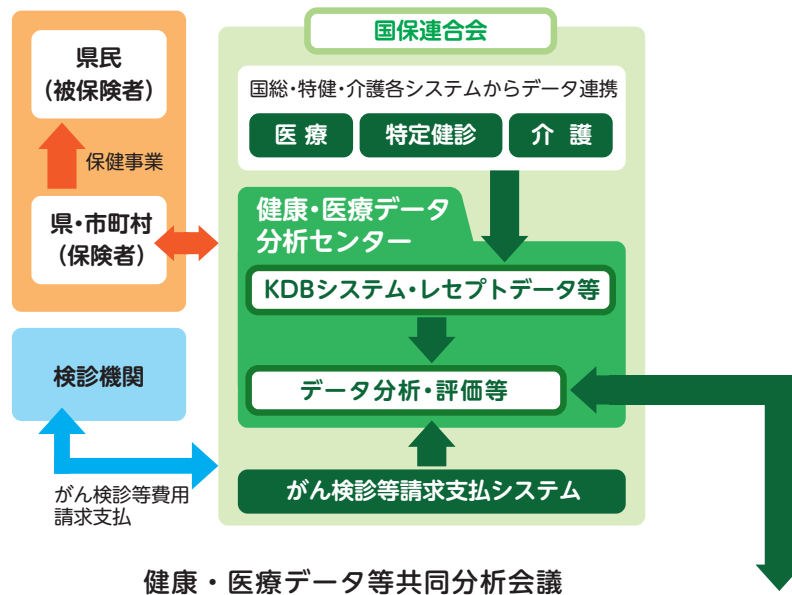


健康・医療データ等共同分析会議の様子

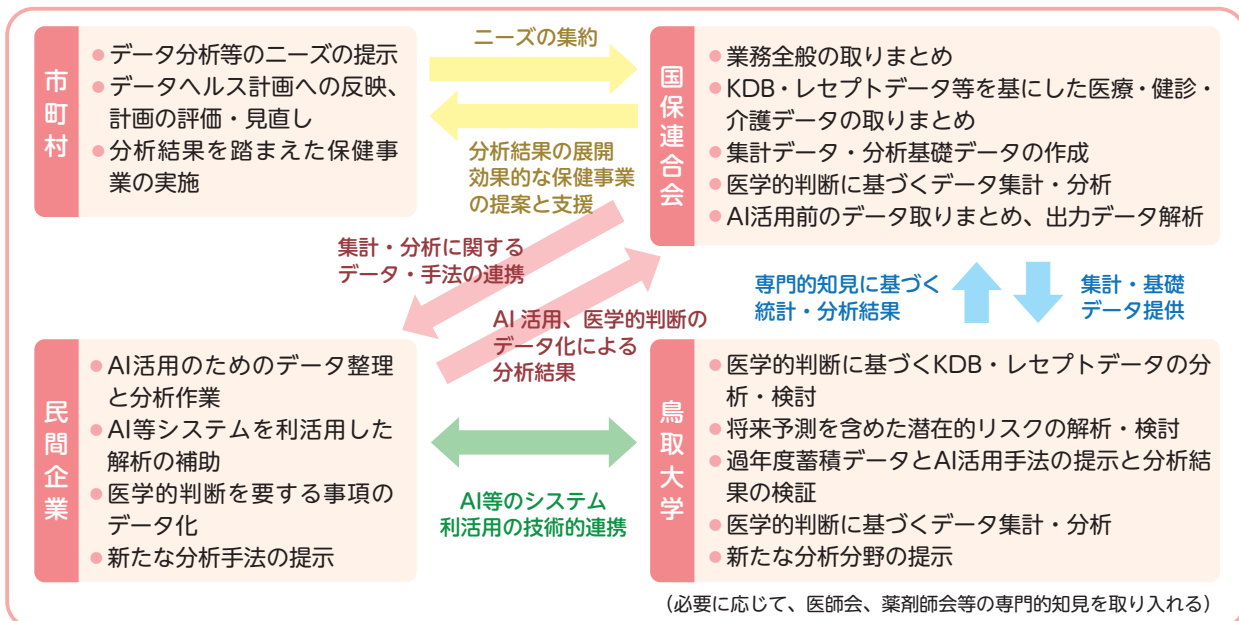


健康・医療データ分析センター、健康・医療データ等共同分析会議の分析結果や知見により生み出された健康づくりアプリ「とっとり健康+プラス」

## 健康・医療データ分析センター概要図



### 健康・医療データ等共同分析会議



(主な分析内容)

- 基礎統計の分析、高額なレセプトの疾病傾向分析
- 人工透析患者及び糖尿病患者分析
- 健診異常値放置者分析
- 脳心血管病分析
- ロコモティブシンドローム分析
- 保険者ニーズによる個別事案課題のデータ分析など  
(例：住民アンケートのデータ集計・分析、治療中断者リスト作成、要介護・フレイル予防の分析 など)
- がん検診・がん登録（罹患者）のデータ分析

(AIを用いた分析内容)

- 糖尿病、心疾患、脳血管疾患等の重篤な疾患の発症予測
- 効果的な生活習慣改善の提示 など



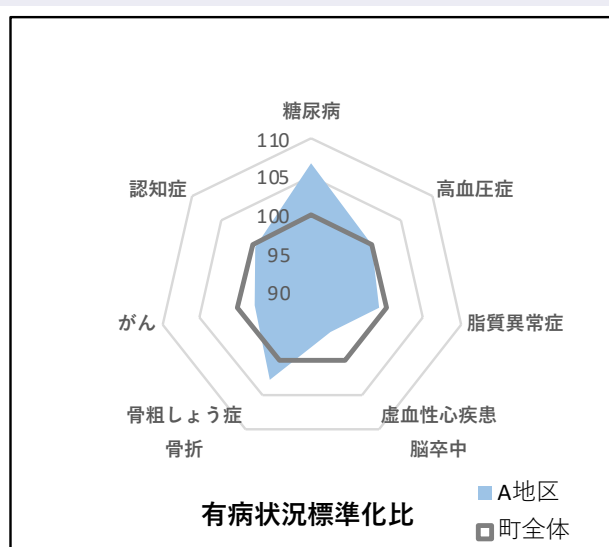
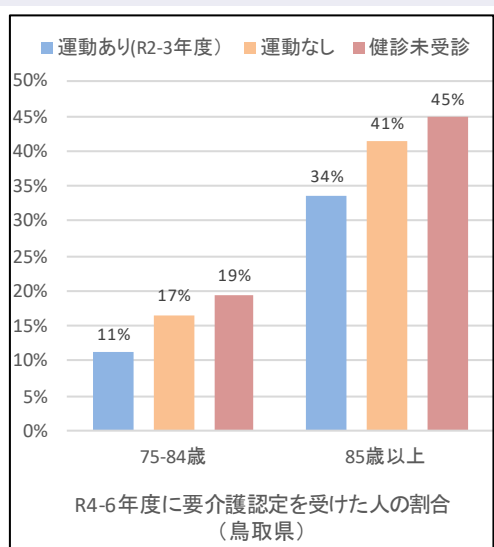
分析結果報告書のイメージ

参 考

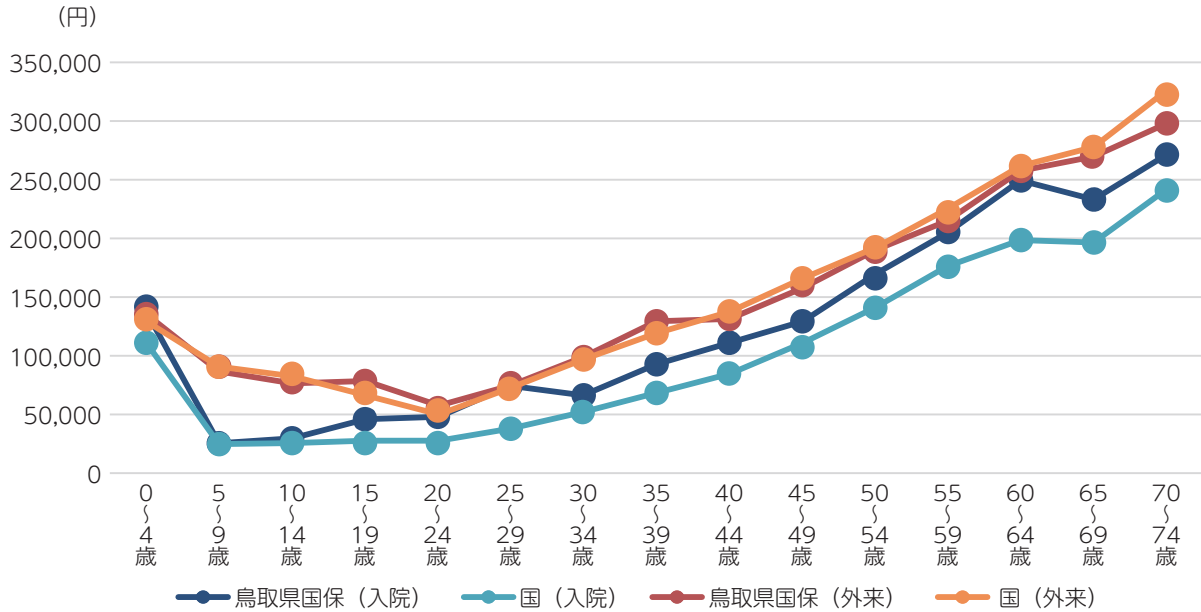
【分析結果報告書の抜粋】

鳥取県の国保・後期を対象に、令和2年度～3年度の健診質問票を使用し、運動習慣のある人、ない人、健診未受診者の3グループに分けて、令和4年度～6年度に要介護認定を受けた人数を集計しました。75～84歳、85歳以上では、運動しているグループよりも運動していないグループの方が、要介護認定率が5ポイント以上高いことから、運動習慣が介護予防につながることを推察されます。

そして、健康講座や広報誌等で住民の皆さんに各地区の健康課題を知っていただくために、健診結果やレセプトデータを分析しました。下図のA地区は、糖尿病および骨粗しょう症・骨折の患者数の割合が町全体よりも多いため、健康課題として取り組むことが重要になります。

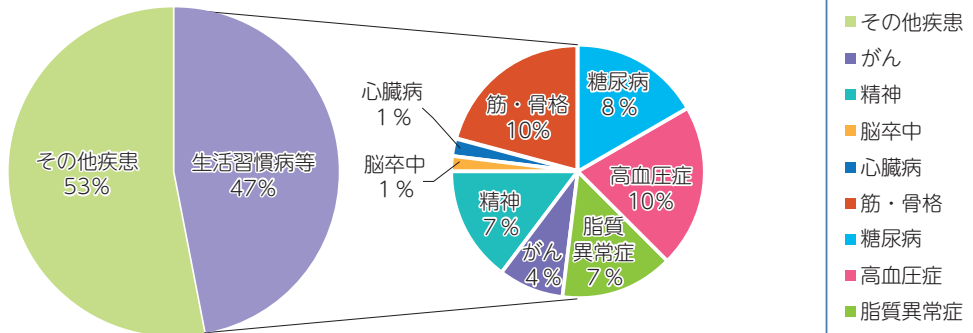


■ 令和6年度年齢階層別国保1人当たり年間医療費（県内国保と国全体の状況）

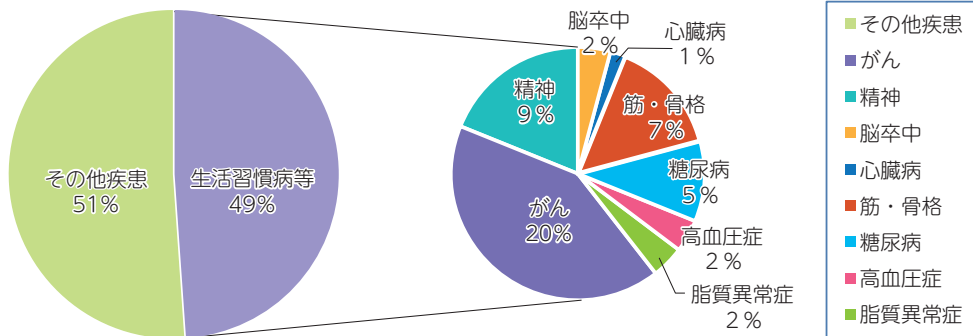


■ 令和6年度生活習慣病レセプト件数と医療費

令和6年度生活習慣病レセプト件数の割合



令和6年度生活習慣病レセプト医療費の割合



※KDBシステム帳票No.45「疾病別医療費分析（生活習慣病）」より作成

### (3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組

令和元年5月に「梨花の会」が設置（事務局：国保連合会）され、現在約60人の会員が「健康な地域づくりは仲間の集いから」をスローガンに地域や健診などの様々な現場で活動しています。健康で生きがいのある地域を創るため、在宅等保健師が豊富な知識と経験を活かして地域に寄与することで、鳥取県の予防・健康づくり活動のすそ野を広げ、地域づくりに貢献することを目的に取り組んでいます。



#### 組織

会員数：63名（令和8年4月1日現在）

東部地区：17名 中部地区：26名 西部地区：20名

#### 主な活動内容

研修会や交流会を通して、会員相互連携やスキルアップを図りながら、市町村等が実施する健康づくりのサポート、人材支援を市町村等の協力依頼に応じて随時実施しています。

- 市町村等が実施する健康づくりのサポート  
健康イベント、健康づくり教室、健診（検診）時の問診、保健指導、家庭訪問業務など
- 研修会の実施  
会員のスキルアップを目的に健康づくりに関する情報を取得できる機会として開催
- 地区活動事業  
会員間の相互連携に繋がる活動として研修会や交流会を開催



健康教室見守り業務の様子



研修会の様子

#### (4) 国保診療施設等への支援事業

本会では県内の市町村が運営する病院や診療所と、趣旨に賛同する診療施設（国保診療施設等）で構成される「鳥取県国民健康保険診療施設等協議会」の事務局を担っています。

協議会では、地域包括医療・ケア推進の主体的役割を担う国保診療施設等が、地域住民の健康づくりに向けた予防と治療の一体的取組の地域医療分野での展開に向け、関係者の協働・連携のもとに、国保診療施設等が直面する諸問題の解決を図るためのさまざまな事業を実施しています。

#### 国保診療施設等マップ



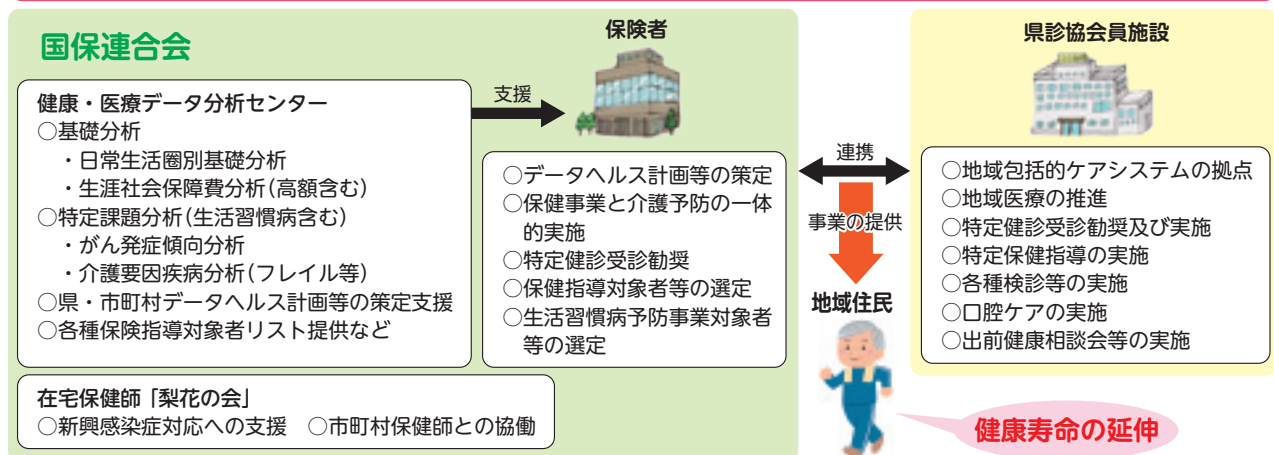
#### 主な活動内容

- 地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動
- 保険者等との連携による健康づくり活動
- 地域医療体制等の確保に関する要望活動
- 鳥取県国保地域医療学会（とっとり健康増進フォーラム）
- 通常総会
- 事業管理者等会議
- 中国地方国保診療施設協議会
- 全国国保地域医療学会 など



「鳥取県国保地域医療学会（とっとり健康増進フォーラム）」

#### 国保診療施設等と連携した地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動の流れ



## (5) 若年層、働き盛り世代への健康づくり啓発

### ● プレコンセプションケア推進の取組

全世代を対象とした健康づくりが推進される中、国保連合会は、県と連携して、若者世代をターゲットにプレコンセプションケア（以下、「プレコン」という。）に関する概念の幅広い普及啓発等に取り組んでいます。

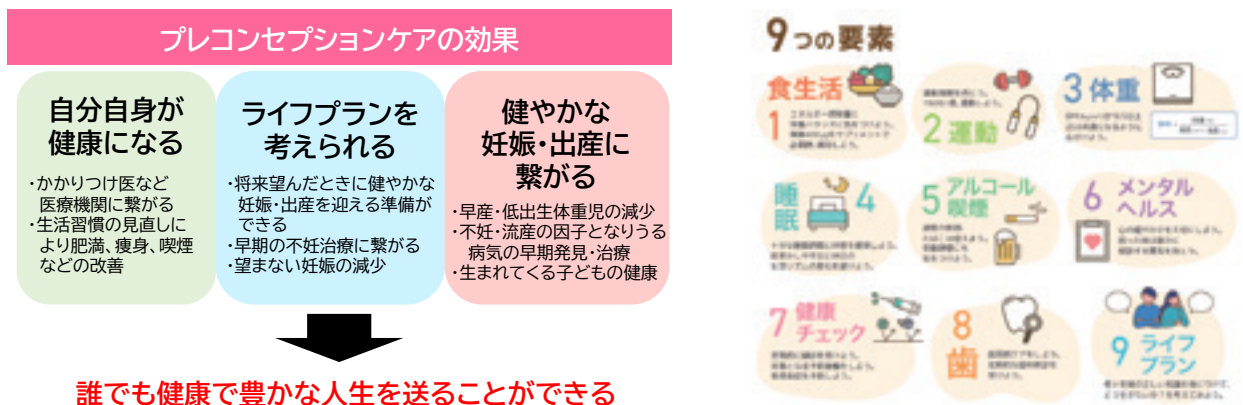
また、若者世代へ自身の健康やキャリアなどを見つめ直す機会を提供することを目的に、県と連携して、プレコン健診費用の請求支払事業を実施しています。

#### プレコンセプションケアとは…

プレ (pre) とは「～の前の」、コンセプション(conception)とは「新しい命を授かる」ことで、プレコンセプションケアは「妊娠前からの健康づくり」を意味します。

妊娠・出産を含めた将来のライフプランを考えて、妊娠・出産の希望の有無に関わらず、男女問わず、将来のライフイベントに備え、選択肢を広げるための取組として近年注目されています。

#### 【プレコンの効果と9つの要素】



#### 【主な取組内容】

##### (1) プレコンセプションケアの普及啓発

プレコンの普及啓発・潜在意識の醸成のため、リーフレット、ポスターを活用し、広く県民へ情報発信を行っています。

##### (2) プレコン健診の請求支払事業

###### ①受診対象

- ・鳥取県に在住の18～39歳の男女のうち、市町村が指定した方
- ・市町村からプレコン健康診査受診票の交付を受けた方

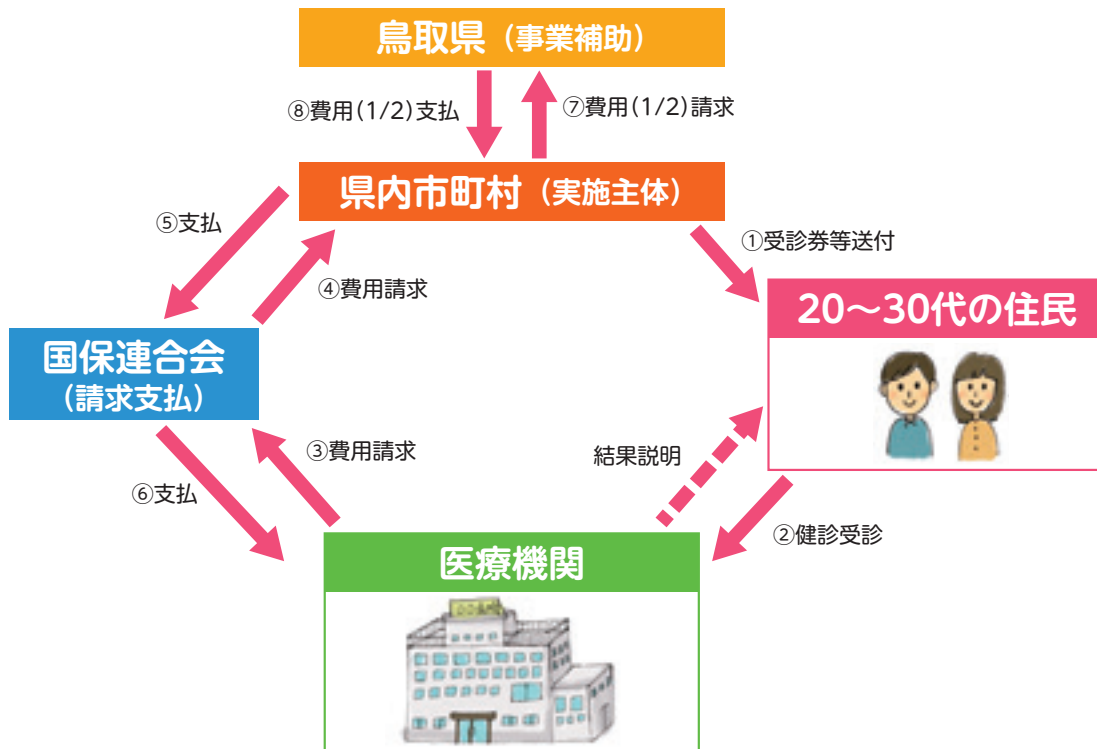
###### ②補助上限額

女性 30,000円（税込）、男性 13,000円（税込）※上限額を超える場合は自己負担

###### ③推奨する検査項目 ※検査項目は、受診する医療機関と相談のうえ決定

	検査内容	詳細	
男女共通	基礎検査	身長・体重・肥満度・血圧	
	血液検査	貧血・B型肝炎・梅毒・クラミジア・麻疹	
	尿検査	尿蛋白など	
男性	精液検査	精子数、精子運動率など	
女性	血液検査	貧血	フェリチン（貯蔵鉄）
		排卵・卵巣機能等に関するホルモン	LH（黄体形成ホルモン）
			FSH（卵胞刺激ホルモン）
			PRL（プロラクチン）
	AMH（抗ミュラー管ホルモン）		
甲状腺機能	TSH（甲状腺刺激ホルモン）		
FT4（遊離サイロキシン）			

④業務フロー



● 職域での健康セミナー・健康測定事業

筋力の低下や生活習慣病の発症など、一般的には年齢を重ねるごとに健康へのリスクは高まってきます。そのため、若いうち（働き盛り世代）から自身の健康状態に関心を持ち、日々の生活習慣の見直しに繋がれるよう、団体・事業所等を訪問し、健康づくりに関する講話や血管年齢・骨密度等の健康測定を実施しています。

【内容】

- 栄養、運動、睡眠など事業所の健康課題やニーズに合わせた生活習慣予防セミナー
- 特定健診、がん検診など、自身の健康状態をチェックする重要性を啓発するデータ提示
- 骨密度や血管年齢など、健康診断では把握できない体の状態を測定 など



健康セミナーの様子



健康測定の様子

【R7の実施状況】

- 実施回数 29回（26事業所）
- 参加者数 801人

〈参加者の声〉

- ・自身の健康について再認識できた。
- ・これからの人生を考えるもとになった。
- ・生活習慣の改善をしようと思えた。 など

## 5. 広報事業等の取組について

### (1) 広報事業

被保険者、保険者、医療機関等の関係機関に対し、健康づくりに関する啓発や、国保に関する情報発信などの広報活動を行っています。



「けんぞうくん」は鳥取県国民健康保険のマスコットキャラクターとして、平成15年に誕生しました。本会の広報や保健事業に活躍しています。

#### ① 予防・健康づくりに向けた広報事業

メディアを活用し、特定健診の受診案内や健康づくりに関する啓発情報の発信を行うとともに、番組出演や情報提供等を通じて、広く健康づくりに関する周知に取り組んでいます。

また、こうしたメディアによる情報発信に加え、新聞折込広告などを活用した情報の発信も行っています。

さらに、市町村の健康づくりイベントなどと連携した健康づくり、介護・フレイル予防などの広報についても予定しています。

#### ② ホームページ、SNSによる情報発信

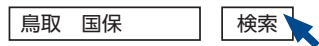
本会ホームページに、保険者向け、医療機関向けなどのページを設置し、国保や介護に関する情報や制度などについて最新情報を公開しています。

一般の方向けには、美味しくヘルシーな「健康レシピ」の紹介、各保険者の健康体操動画などを取りまとめた「健康づくり動画チャンネル」などの健康づくり情報を公開するとともに、様々な広報の集約先として、特設サイトを設置し、一体的な広報を行っています。

また、X（旧Twitter）アカウントを開設し、保険者や一般の方との双方向の連携で健康意識の啓発につなげる取組を展開しています。



<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



健康レシピの紹介



本会 X（旧Twitter）アカウント (@torikuhoren)

#### ③ 広報誌等の発行

広報誌『とっとり国保連だより』の発行に加え、医療機関向け情報『国保連審査情報トピック』の発行、保険者向けに『国保新聞』等の配布と、『保険者支援ニュース』の発行を行っています。

『とっとり国保連だより』、『国保連審査情報トピック』については本会ホームページからご覧いただけます。



広報誌等	対象者	発行方法	発行頻度
とっとり国保連だより	保険者・一般住民	紙面・本会ホームページ	年2回（4月・10月頃）
保険者支援ニュース	保険者	国保連ポータル・メール	不定期
国保連審査情報トピック	医療機関	本会ホームページ	隔月（奇数月）
国保新聞（※）	保険者	紙面	月3回

※発行元は国民健康保険中央会

取  
組  
報  
に  
事  
つ  
業  
い  
等  
の



## 6. 保険者協議会に関する事業について

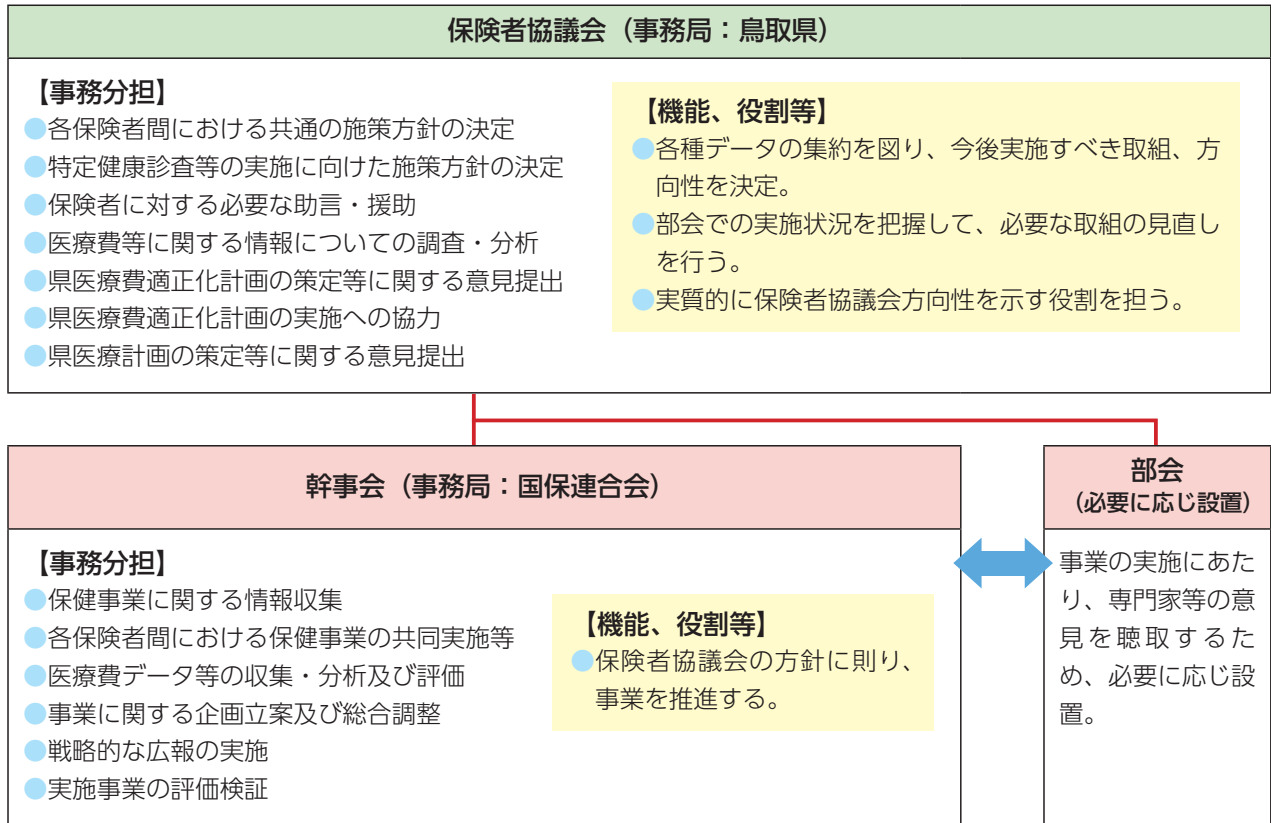
県内の医療保険者が連携・協力し、地域・職域を越えた保健事業の円滑かつ効率的な実施等により、被保険者等の健康保持・増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的に保険者協議会が設置されています。鳥取県から連合会が事業を幹事会等業務として受託し実施しています。

### 組織

保険者協議会会長：盛田 聖一

保険者協議会構成員：協会けんぽ鳥取支部、健康保険組合、市町村国保、国保組合、国保連合会、共済組合、後期高齢者医療広域連合、鳥取県

### 事業実施体制



### 主な事業内容

- 健康づくり活動
  - ・各保険者と連携した健康づくりイベントの一体的な広報（イベントマップの作成、情報発信）
  - ・健康づくりセッションの開催
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業
  - ・地域の連携役（リンクワーカー）の人材育成、互助体制の構築支援
  - ・市町村の地域特性分析
- 健康・医療等データ分析
  - ・医療費及び特定健診結果等のデータ分析、データ集の作成
  - ・国保・後期・協会けんぽの医療・健診データを活用した地域の健康課題分析
- 特定健診受診率向上対策
  - ・医療機関への特定健診受診勧奨チラシの配布
  - ・被扶養者、若年層をターゲットにした受診勧奨
  - ・薬剤師会と連携した薬局での受診勧奨
- 特定健診・保健指導従事者研修会の開催
- 保健事業の現場で活動する保健師等の人材不足解消のための取組



保険者協議会データ集



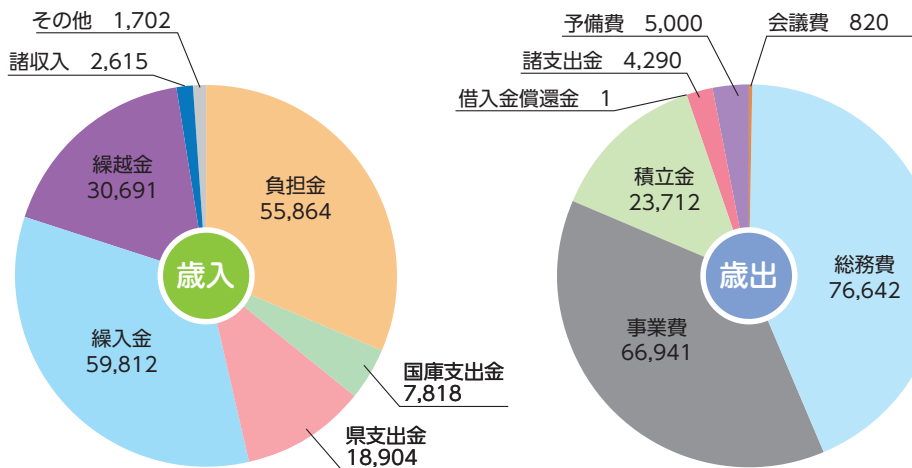
健康づくりセッションの様子

# IV 資料編

## 1. 令和8年度予算

### (1) 一般会計当初予算

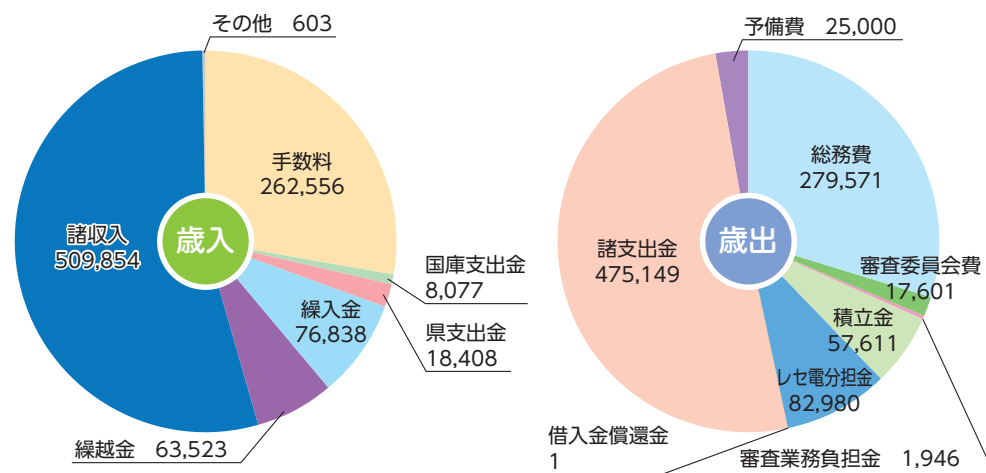
予算額  
177,406千円



### (2) 主な特別会計当初予算

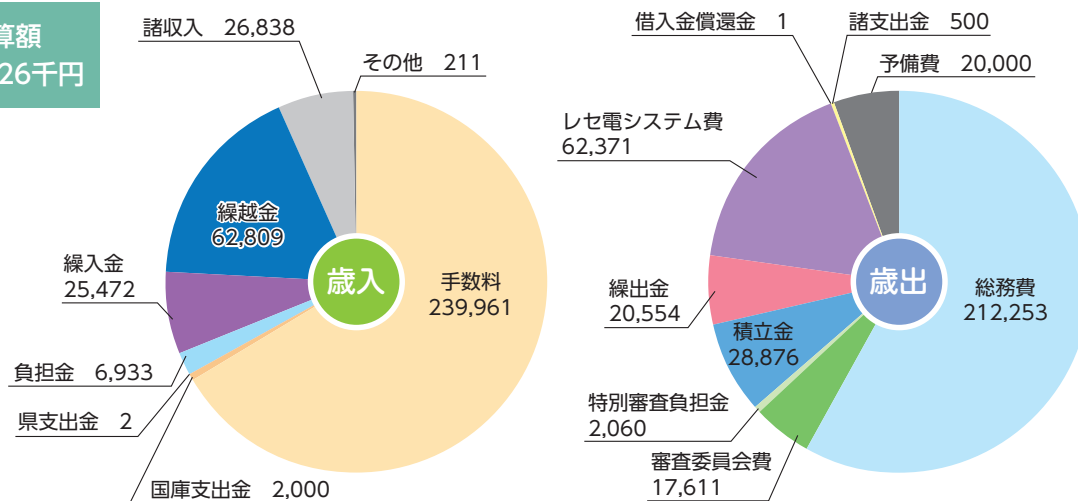
#### ① 診療報酬審査支払特別会計 業務勘定

予算額  
939,859千円

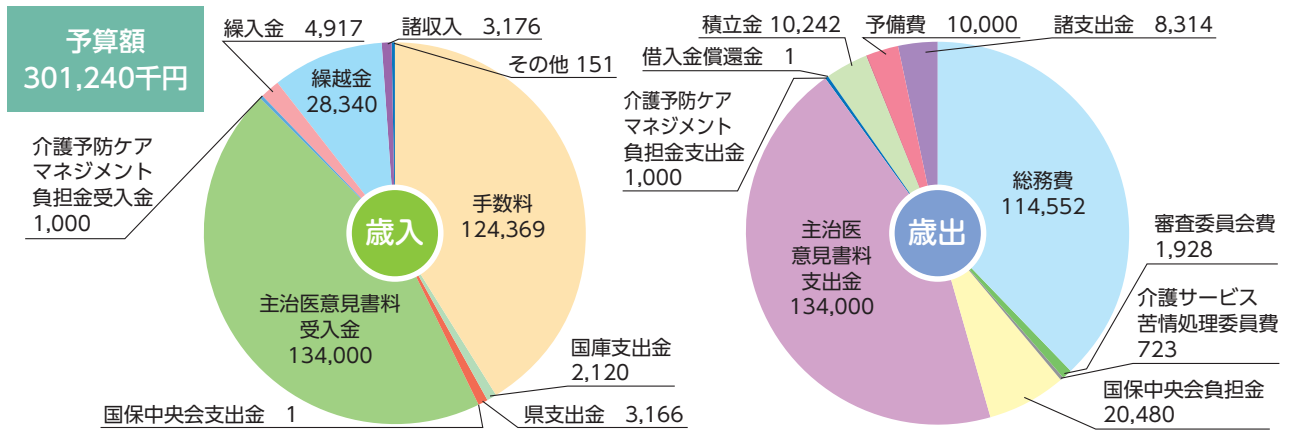


#### ② 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 業務勘定

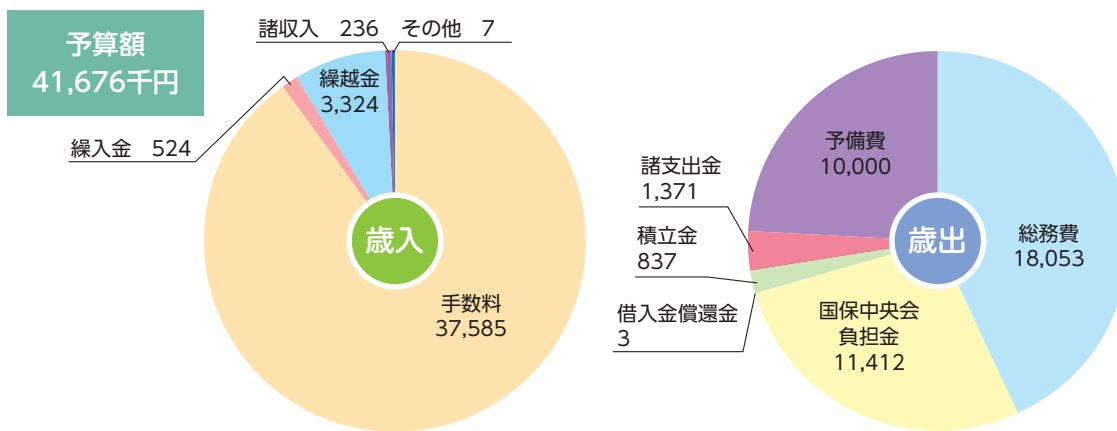
予算額  
364,226千円



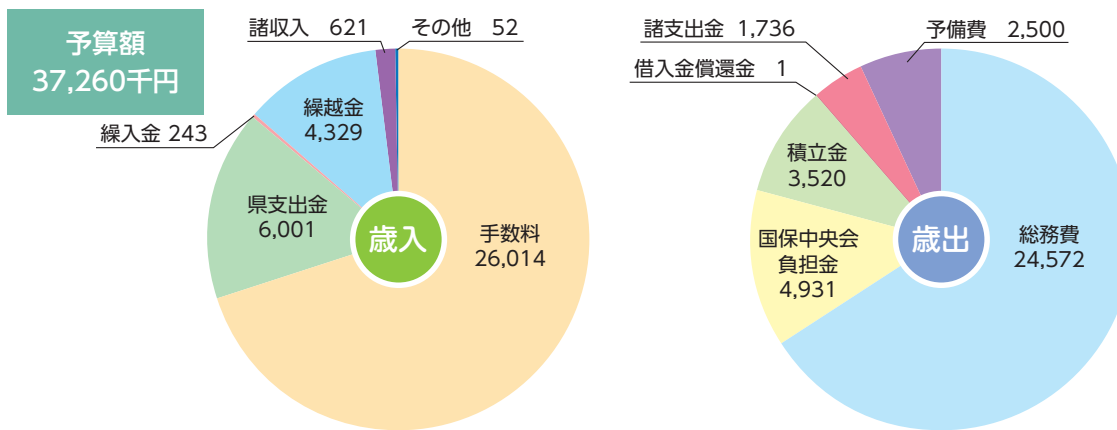
③ 介護保険事業関係業務特別会計 業務勘定



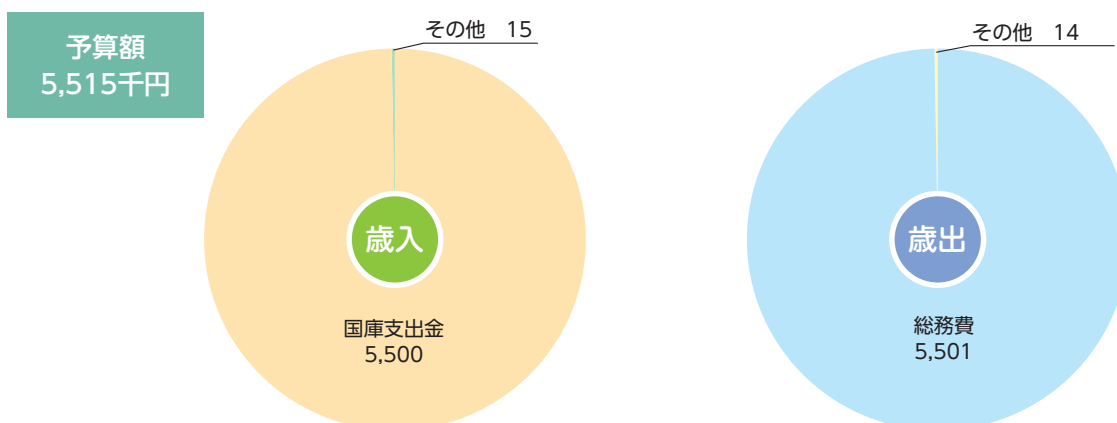
④ 障害者総合支援法関係業務等特別会計 業務勘定



⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 業務勘定



⑥ 予防接種法関係業務等特別会計 業務勘定



## 2. 国保連合会問合せ窓口

### 鳥取県国民健康保険団体連合会窓口

課名	担当名	電話番号	
総務課	総務担当	0857-20-3680	(代表)
経営戦略課	企画・広報担当	0857-20-3683	・広報事業に関すること ・新規事業に関すること など
	システム担当	0857-20-3683	・国保情報集約システムに関すること ・国保総合システム、独自システムに関すること ・オンライン資格確認システムに関すること ・国保連合会終端機器(保険者設置端末など)に関すること ・国保連ポータルに関すること など
保健介護課	保健・共同事業担当	0857-20-3682	・保健事業に関すること ・データヘルス、健康・医療データ分析センターに関する こと ・KDBシステムの運用に関すること ・保険者協議会に関すること ・在宅等保健師の会に関すること ・保険者事務共同処理事業 ・プレコンセプションケアに関すること ・特定健診等の請求支払に関すること ・特定健診等データ管理システムの運用に関すること ・第三者行為損害賠償求償事務に関すること ・療養費代理受領方式に係る保険者間調整に関すること ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知に関すること ・高額療養費、高額医療・高額介護合算に関すること など
	介護・障がい担当		
	介護保険	0857-20-3681	・介護給付費等の審査に関すること ・介護給付費等の請求・支払に関すること ・介護給付費等の受付に関すること ・介護給付適正化対策事業(ケアプラン点検)に関すること ・介護予防・日常生活支援総合事業に関すること など
	障がい者総合支援	0857-20-3679	・障害者総合支援介護給付費等の請求・支払に関すること ・障害者総合支援介護給付費等の受付に関すること など
	介護苦情相談	0857-20-2100	・介護サービスに係る苦情相談に関すること
審査課	管理担当	0857-20-3685	・診療報酬等の請求・支払に関すること ・歯科レセプトの審査に関すること ・出産育児一時金等に関すること ・療養費(柔整・あはき)に関すること ・訪問看護療養費に関すること など
	国保担当	0857-20-3684	・医科、調剤レセプトの審査に関すること ・電子レセプトの請求に関すること
	後期高齢担当	0857-20-3684	・レセプト二次点検に関すること など

ホームページ： <https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



## 表紙写真

### けんこうのびのびフォト川柳コンテスト2025

表紙上：【大賞】家族でお散歩

表紙左下：【金賞】二刀流

表紙右下：【お題で川柳賞】君の飛躍で親も育ってる  
どこまでも飛んでけー

2026  
令和 8 年度

# 国保連合会 ガイドブック

Tottori National Health Insurance Organization Guidebook



## ACCESS

 バス利用 JR鳥取駅より約20分

### 日本交通バス

桜谷・面影循環（下）線 桜谷面影行き  
桜谷・面影循環（上）線 面影桜谷行き  
桜谷団地（下）線 県立盲・聾学校経由  
雲山日交行き  
※東部庁舎前バス停車

 タクシー利用 JR鳥取駅より約15分

鳥取県国民健康保険  
団体連合会

〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎5階  
TEL: 0857-20-3680(代表) FAX: 0857-29-6115  
URL: <https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



令和8年7月発行